

高知県立高知城歴史博物館
年 報
第 6 号

令和 3 年度

目 次

はじめに	3
第1章 高知城歴史博物館について	4
1 沿革	4
2 高知城歴史博物館の使命	4
3 管理と運営	
(1) 施設概要	5
(2) 運営協議会	8
(3) 組織と職員	9
(4) 新型コロナウイルス感染対策について	10
(5) 利用案内	11
(6) 観覧者数	11
(7) 貸会場	11
第2章 高知城歴史博物館事業	12
1 収集保存	12
(1) 山内家資料	12
(2) 収集資料	13
(3) 保存・管理	13
2 調査研究	14
(1) 調査	14
(2) 研究	14
3 公開	14
(1) 閲覧室	14
(2) 資料等貸出・公開	15
4 展示	15
(1) 総合展示	15
(2) 企画展	17
(3) ハンズオン・体験コーナー	23
(4) 展示解説	23
(5) 連携企画展	23
5 教育普及	24
(1) 生涯学習	24
(2) 学校教育との連携	27
6 地域連携	30
(1) 地域活動への協力	30
(2) 地域資料の調査	30
(3) 地域研究	30
(4) 地域歴史文化の紹介	31
(5) 高知市中心商店街との連携・協力	31
(6) 高知県歴史文化情報の発信・紹介	32
(7) 地域連携事業の普及・広報	32
7 市町村文化施設連携	32
(1) 市町村文化施設の諸活動に対する支援・協力	32
(2) 市町村文化施設で活用できる専門情報の集約・提供	33

(3) 資料情報の共有化と公開	33
(4) 地域の文化施設活動に関わる人材の育成	33
(5) こうちミュージアムネットワークの事務局担当	34
8 広報	34
(1) 広報	34
(2) 宣伝・広告	43
(3) 誘客の取組	44
(4) 広報イベントの開催	44
9 文化施設連携	45
(1) こうちミュージアムネットワーク	45
(2) 土佐藩・土居関係資料所蔵博物館連携協定	45
(3) 高知お城下文化施設の会	45
第3章 土佐山内記念財団について	46
1 管理と運営	46
(1) 理事会・評議員会	46
2 財団自主事業	46
(1) 土佐藩主山内家墓所管理事業	46
(2) 山内基金	47
(3) 地域の課題解決支援事業	47
(4) 国分寺古文書調査	47
資料1 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例	48
資料2 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則	53

はじめに

来年放送のNHKの「朝ドラ」に、高知県が生んだ植物学者牧野富太郎が取り上げられることとなった。2月に放送決定が発表されるや、早速、県では「連続テレビ小説を生かした博覧会準備委員会」がもたれ、県立牧野植物園は勿論、博士の生誕地佐川町や植物採集を行った越知町など、関係自治体や団体では、その対応におおわらわと聞く。新型コロナウイルス感染拡大によって大幅に落ち込んだ県観光にとっては、千載一遇のチャンスとばかり、今後「牧野」をキーワードに、様々な企画が展開していくことが予想される。

牧野に関しては、その業績は言うまでもなく、些細なエピソードに至るまで周知のことも多く、と言いたいその中で、私が今注目しているのは、牧野に関する新資料の発見や新しい視点での研究についての記事が、マスコミを賑わせていることである。既に一定の研究が済んでいると覚しき人物の未整理資料に調査の手が入り、既知の業績に改めて新しい解釈が加えられる等、これは思わぬ成果である。

平成18年(2006)に放送されたNHK大河ドラマ『功名が辻』では、土佐藩祖山内一豊夫妻がとりあげられた。この時は、観光振興の起爆剤という重圧の中、我々文化施設関係者は、少しでも学術的に、近世という時代の登場の意味を読み解こうとした。結果、県内外から多くの新資料情報が提供され、「名馬購入」や「長宗我部氏対山内氏」の話をはじめとする、逸話で語られてきた歴史像に、歴史学的な再検討が加えられることとなった。「大河」に伴う多忙さは予想を遙かに超えたが、職員一同でそれを乗り越え、些かなりとも土佐からの歴史研究発信に寄与できたと実感できた時の安堵感を懐かしく思い出す。

かつて、「観光」と「文化」は、決して良好な関係とは言えなかった。『功名が辻』の際にも、資料に基づく歴史の意義と観光宣伝としての有効性等々、様々なところで、意識の差が浮き彫りとなり、それなりの混乱があった。その後平成22年(2010)、再びNHK大河ドラマ『龍馬伝』の放送が決まった際には、文化施設は史実と歴史学的解釈を提供、観光宣伝はその意義をバランスよく全国発信することができた。テレビドラマというエンターテインメントを核に、信頼度の高い観光策の展開を皆で模索したのである。

以来、高知県では観光と文化の協力・協働の意識が高まり、県民向けの共同企画を立ち上げたり、それぞれが設置する委員会にお互いの職員を参加させるなど、協力関係は漸次深化しているかのようである。当館の地域文化施設支援事業は、平成29年(2017)3月から2年間にわたり開催された『志国高知 幕末・維新博』を機に設置されたものであるが、これを先ず提案したのは、観光部局であった。

現在、文化財保護法や博物館法の改正が行われ、地方自治体には「文化財保存活用大綱」や「文化財保存活用地域計画」の制定が求められている。そこでは文化財の保護・継承とともに、「活用」が強調され、その背景には「観光」が見え隠れしている。文化関係者には、この流れを危惧する人たちがいる。私もその一人である。しかし、文化施設の活動や文化財の保護運動が、観光と関わりを持ちつつ進むことが、避けられない事実であることも実感している。

我々は、土佐を舞台とするエンターテインメントが話題となる度に、観光と文化の良好な関係を模索し、一定の成果を得てきた。今回の「朝ドラ」は、その新たな確認とでも言うべき意味を持つのではないか。ドラマ、映画、アニメなど、人々の耳目を集め、観光が敏感に反応する世界は、捉え方や関わり方によっては、文化施設にとっても積極的意味を持つと考える今日この頃である。

ここに、令和3年度の活動報告をお届けする。昨年度の年報に引き続き、コロナ禍の中での博物館活動の記録でもある。

令和4年(2022)6月
館長 渡部 淳

第1章 高知城歴史博物館について

1 沿革

高知城歴史博物館の基幹資料は、土佐藩主山内家資料であることに鑑み、同資料の山内家から高知県への移管作業開始からを沿革として記す。

平成6年12月9日	山内家資料の保存に関する基本方針を山内家と高知県で合意
平成7年4月26日	高知法務局へ（財）土佐山内家宝物資料館設立の登記手続終了
平成7年4月28日	高知県教育委員会から（財）土佐山内家宝物資料館設立許可 出捐者及び出捐金 高知県 7千万円 高知市 3千万円 役員 理事 7名 監事 2名 評議員 10名 財団職員 4名
平成7年4月28日	山内家から高知県へ資料の寄託を受ける 寄託資料内容：『土佐藩主山内家歴史資料目録』（高知県教育委員会、平成3年発刊）分 寄託開始：平成7年5月1日
平成7年5月1日	山内神社と資料館の使用貸借契約の締結
平成7年5月1日	高知県から財団へ資料の管理を依頼される。同日開館
平成8年4月1日	松山尅太郎に代わり筒井作郎が館長代行に就任
平成9年4月1日	山田一郎が館長に就任
平成13年4月1日	山本卓に代わり山田一郎が理事長に就任
平成16年7月23日	山内家から高知県へ資料の移管完了
平成17年4月1日	山田一郎に代わり橋井昭六が理事長に就任
平成17年4月1日	山田一郎に代わり渡部淳が館長に就任
平成17年4月2日	（財）土佐山内家宝物資料館設立十周年を記念し、式典を開催
平成22年1月26日	展示室改修のため、休館（平成22年9月30日まで）
平成22年4月23日	（財）土佐山内家宝物資料館設立十五周年を記念し、式典を開催
平成24年4月1日	公益財団法人へ移行
平成27年3月31日	高知県立高知城歴史博物館への資料移動・展示準備のため、土佐山内家宝物資料館での展示終了

平成28年3月31日	高知県立高知城歴史博物館が竣工する
平成28年5月9日	収蔵庫収蔵棚設置工事、および展示工事（展示ケース、展示造作等）がはじまる
平成28年10月3日	旧土佐山内家宝物資料館から高知県立高知城歴史博物館へ山内家資料約6万7千点を含む、全収蔵資料の移送作業がはじまる（～同年、12月2日まで）
平成29年3月3日	高知県立高知城歴史博物館が開館する
令和元年6月28日	橋井昭六に代わり田村壮児が理事長に就任
令和3年6月29日	田村壮児に代わり井奥和男が理事長に就任

2 高知城歴史博物館の使命

1. 山内家資料や地域の歴史資料の保存・継承

大名家資料群である山内家資料の分野は「古文書」「美術工芸」「和書漢籍」「古写真」などに及び、いずれも日本有数の質と量を誇り、学術的、文化的に高い価値を有しています。このような貴重な山内家資料を、国民共有の文化遺産として、確実に後世に継承していきます。

2. 近世・近代史研究の拠点として学術研究を推進

山内家資料は一括した形で収集・保管されている全国的にも稀な事例であり、今後の調査によって新たな歴史的発見につながることを期待されています。山内家資料や高知の歴史・文化資料の調査研究を積極的に推進し、大学などの研究機関との連携によって、全国的な学術史研究の拠点の一つとしての役割を果たします。

3. 展示公開などによる全国発信

山内家資料の魅力伝える常設展示や企画展示・全国巡回展の開催などによって、高知の歴史や文化への理解を深めます。また、学術研究の結果を、研究紀要や資料目録、展示会図録の発刊、学術会議の開催などをとおして広く県内外に向け発信します。

4. 生涯学習や学校教育の活性化への協力

講座や講演会などの開催によって調査研究の結果を生涯学習に活かし、山内家資料を学習教材に活用することなどにより学校教育とも連携を深めます。

5. 歴史や文化を活用した地域振興・観光振興への寄与
学術研究や文化活動の活性化に努め、県内の文化施設や地域と柔軟に連携し、地域独自の歴史や文化を活かしたイベントなどの企画に協力することで、まちづくりなど地域振興や観光振興に寄与します。

※「高知県新資料館基本構想」より

3 管理と運営

(1) 施設概要

館名	高知県立高知城歴史博物館
設置者	高知県
指定管理者	(公財)土佐山内記念財団
開館	平成29年3月3日
所在地	〒780-0842 高知県高知市追手筋2-7-5 Tel : 088-871-1600 Fax : 088-871-1619
主体構造	鉄筋コンクリート造 + 鉄筋コンクリート造 + PCaPC 造 + 一部鉄骨造 (中間免震層)
階数	地上3階 (建物高 20.3 m)
設計	日本設計・若竹まちづくり研究所共同企業体 日本設計担当/建築: 松尾和生、鈴木智香子 構造: 清水謙一 設備: 生島宏之、中西剛行
展示	丹青社・高知広告センター資料館実施設計 (展示) 委託業務共同企業体 担当/入江泰照、西山健一、奈良渉太郎、川畑祐一郎
施工	建築主体工事 清水・轟・入交特定建設工事共同企業体 担当/小曾昌一、重田忍、磯部裕行、野口誠、伊賀原賢一、渡部祐也、井澤栄司 電気設備工事 大東・四設特定建設工事共同企業体 担当/竹村公兎、福井康二 空調設備工事 富士古河 E&C・宮崎造工特定建設工事共同企業体 担当/西濱進介、西川良浩 衛生設備工事 昭栄設備工業株式会社 担当/森文男 荷物用・乗用 EV 設備工事 日本エレベーター製造株式会社 展示工事 株式会社丹青社
敷地面積	3983.34㎡
建築面積	2548.81㎡
延床面積	6220.56㎡ (ピロティ等含む)
容積対象	5689.99㎡
延床面積	1階 1641.96㎡ 2階 2159.04㎡ (収蔵庫 999.47㎡) 3階 1888.99㎡ (展示室 777.56㎡)
設計期間	建築主体 平成23年3月～平成24年8月 展示 平成24年2月～平成25年3月
施工期間	建築主体 平成26年2月～平成29年4月 展示 平成28年2月～平成29年1月

外観



1階

総合案内と情報コーナー、ミュージアムショップ、様々な講座や体験教室、催しなどを開催するためのホールなどがある



総合案内

展示室 (3階) の観覧券販売所。館内利用案内



高知県情報コーナー

高知の文化・観光情報を提供



城下町情報コーナー

城下町としてさかえた高知市中心部の歴史や史跡などを紹介



ホール

各種講座やイベントを開催



実習室

工作教室や料理教室などを行う



和室

お茶会や文化体験、季節の催しなどを行う。庭も併設



ミュージアムショップ

オリジナルグッズ、高知県産品のお土産などを販売している



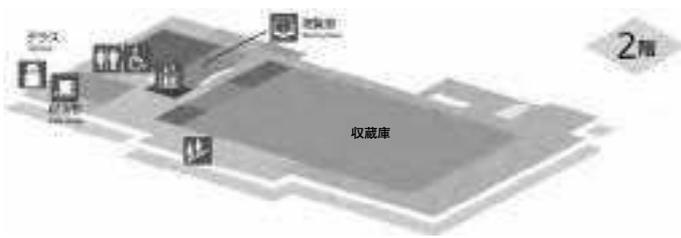
北ステージ

土佐藩時代の大腰掛けをモチーフとした休憩所兼舞台



2階

高知城を眺めながら休憩できる喫茶室、収蔵資料などを閲覧できる閲覧室、資料を安全かつ適切に保管する収蔵庫



収蔵庫

資料を安全かつ適切な環境で保管する



閲覧室

歴史資料（原本・写真帳）の閲覧や参考書の利用ができる研究支援スペース



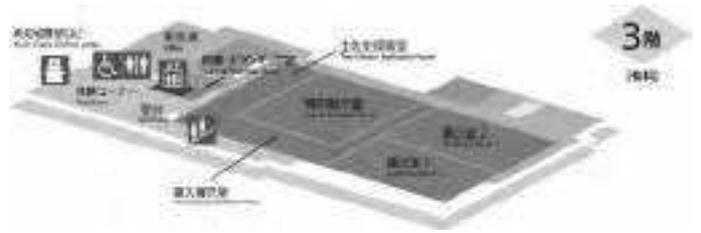
喫茶室

高知城を眺めながら土佐の食材をいかした軽食や飲みものなどを提供



3階

展示室および体験コーナーと高知城を一望できる展望ロビー



高知城展望ロビー

高知城と追手門を一望できる展望スペース



体験コーナー

体験用の兜や陣羽織などを身につけられるほか、季節や展示にあわせた様々な体験ができる
※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大予防のため
休止を継続



導入展示室

土佐の大年表と土佐国の絵地図にかこまれた展示室への入口



総合展示室Ⅰ～土佐藩の歴史～

戦国から江戸時代を中心とした高知の歴史を紹介



土佐史探索室

高知城や高知の歴史を紹介する映像コーナー



総合展示室Ⅱ～江戸時代の美術と文化～

甲冑や刀剣、能面、茶道具などの大名道具、土佐の学者や文人の著作・書画を展示



(2) 運営協議会

運営協議会は平成11年に発足し、館の運営に必要な具体的事項を協議している。

●運営委員 4名（令和4年3月31日現在）

大野 定男	高知大学名誉教授・書家
坂本 千代	税理士
高橋由美子	茶道裏千家教授
森本 忠彦	高知県展理事長・元土佐山村教育長

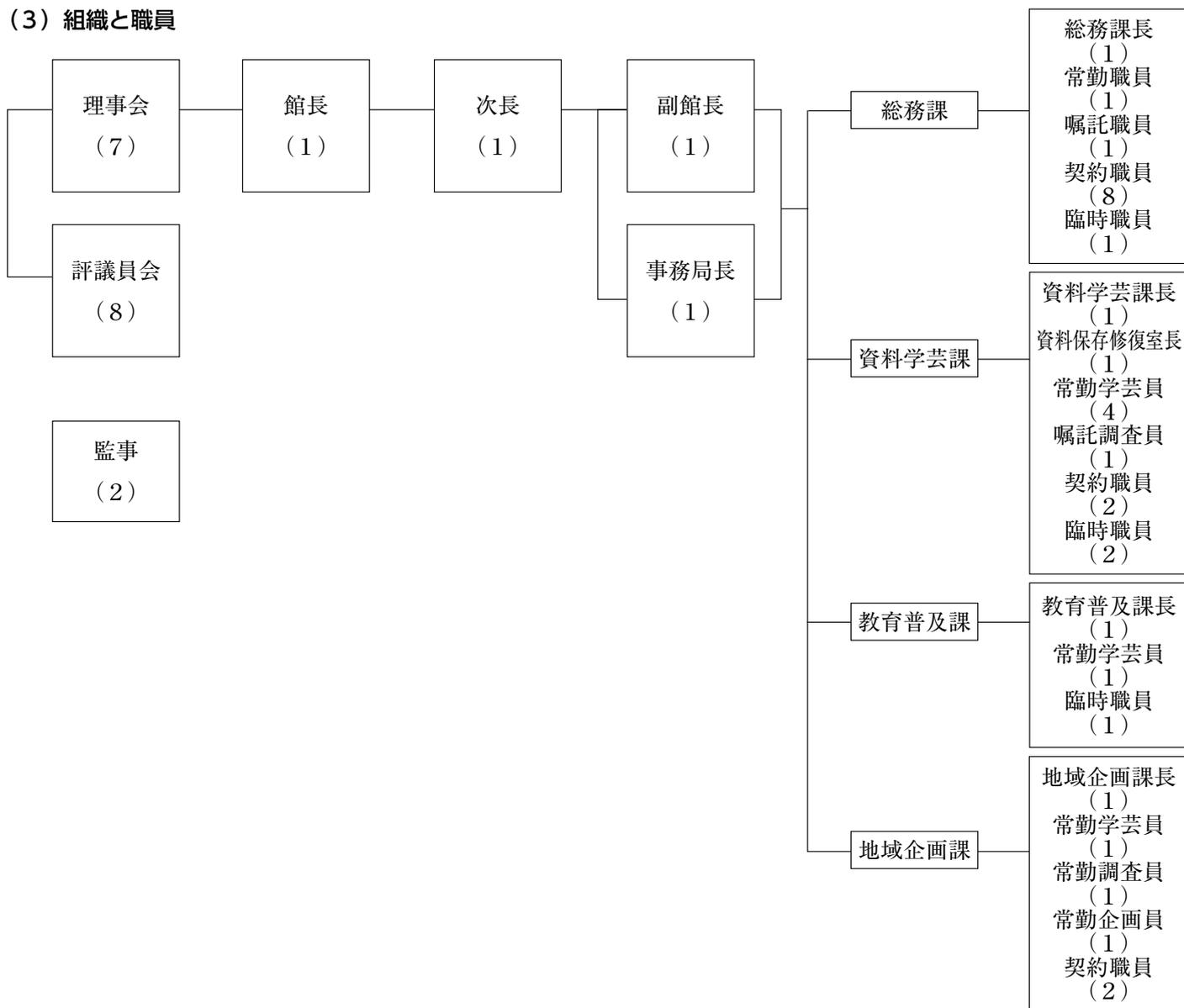
※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催せず

特別展示室

年間を通して、季節やテーマごとに多彩な企画展を開催する



(3) 組織と職員



館長兼地域企画課長	渡部 淳	
次長	土居 靖幸	～ R 4. 3.31
副館長兼教育普及課長	横山 和弘	
事務局長兼総務課長	秋澤 真喜	
主幹	大保 和巳	
嘱託職員	中城 沙規	
契約職員	榎本たくみ	
契約職員	橋口 美樹	
契約職員	山崎 朝子	
契約職員	古谷 葵	
契約職員	坂本佳菜子	
契約職員	戸田 景子	R 3. 4. 1 ～
契約職員	筒井野理子	R 3. 4. 1 ～
契約職員	弘中 南帆	R 3. 4. 1 ～R 4. 3. 31

資料学芸課長	藤田 雅子	
資料保存修復室長	田井東浩平	
主任学芸員	尾本 師子	
学芸員	宮本いづみ	～ R 4. 3. 31
学芸員	高木 翔太	
学芸員	水松 啓太	R 3. 4. 1 ～
嘱託調査員	池田 研	R 3. 5. 1 ～
契約職員(学芸員)	中本 圭一	～ R 4. 3. 31
契約職員	大山 佳織	
主任学芸員	中屋 真理	
主任学芸員	片岡 剛	
主任調査員	岡本 麻衣	
主任企画員	筒井 聡史	
契約職員	島卷 和加	
契約職員	益 真里奈	R 3. 4. 1 ～R 4. 3. 31
臨時職員		4名

(4) 新型コロナウイルス感染対策について

令和2年1月に新型コロナウイルス感染症の国内初の感染者が確認されて以降、世界的感染流行が続いている。当館では令和2年度に引き続き、令和3年度も日本博物館協会が定めた「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」および高知県の対応方針に沿って、感染拡大防止対策に取り組んだ。

【臨時休館等】

高知県からの要請により、8月21日から9月26日まで臨時休館した。なお事業の実施については、感染拡大の状況に応じて、行事等の開催を中止するなどの対策を行った（各事業の頁を参照）。

【基本的な感染対策等】

令和3年度も館内での基本的感染予防対策に取り組んだ。

非接触型検温器による来館者の検温、館内各所に消毒器を設置、受付カウンターにアクリル板を設置、人と人との距離をあけての展示鑑賞を呼びかけるサイン表示、さらに館内設備による全館24時間換気の継続、定期的な館内消毒の実施、休憩用の椅子の一部撤去、来館者情報の記入のお願い等を行った。

事業やサービスの実施については、感染拡大時には、随時講座・催し物等の事業を中止。またハンズオン展示の撤去を継続し、一般団体対象の展示解説サービスは人数制限の措置をとった。さらに修学旅行や社会科見学などの学校団体の利用についても人数制限や基本的な感染対策の徹底への協力を依頼した。

貸会場についても利用人数の制限および基本的な感染予防の徹底への協力をお願いした。



ホームページおよび館内に設置している感染予防を促す表示

(5) 利用案内

①開館時間

午前9時～午後6時（日曜日は午前8時～午後6時）

※展示室への入室は閉館の30分前まで

②休館日

12月26日～12月31日

③観覧料

●企画展開催期間中

個人……………700円

団体（20名以上）……560円

●その他の期間

個人……………500円

団体（20名以上）……400円

●年間観覧券

2,000円

●高知城とのセット券

当館企画展開催期間中

個人……………900円

その他の期間

個人……………740円

●高校生以下の方は無料

●高知県・高知市長寿手帳をお持ちの方は無料

●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳所持者と介護者1名は無料

(6) 観覧者数

月	一般	団体	セット券	高校生及び 18歳未満の者	長寿手帳	優待	年間観覧券	計	開館日数
4	451	344	554	341	383	187	10	2,270	30
5	414	361	596	560	204	189	5	2,329	31
6	259	199	265	60	215	142	6	1,146	30
7	425	535	602	409	309	259	21	2,560	31
8	473	585	499	443	156	180	4	2,340	20
9	29	43	59	32	53	16	0	232	4
10	601	723	964	801	593	579	20	4,281	31
11	756	1,078	1,540	1,420	692	494	17	5,997	30
12	263	394	693	731	308	189	4	2,582	19
1	621	707	655	343	590	356	12	3,284	31
2	319	430	591	126	329	182	10	1,987	28
3	471	608	1,052	492	397	2,392	10	5,422	31
合計	5,082	6,007	8,070	5,758	4,229	5,165	119	34,430	316

※1階、2階の無料フロアを含めた入館者数…72,287人

※8月21日～9月26日新型コロナウイルス感染拡大防止のため休館

※12月20日～25日館内設備工事のため休館

(7) 貸会場

貸会場	利用者（人）	料金（千円）	利用件数
ホール	1,264	592	42
実習室	108	62	16
和室	4	0	2
北ステージ	110	0	1

第2章 高知城歴史博物館事業

1 収集保存

高知城歴史博物館における主たる諸事業の目的は、旧土佐藩主山内家に伝来した山内家資料をはじめ、近世から近代までに至る高知の歴史文化に関する資料等の保存と活用である。当館の基幹資料である山内家資料は、平成6年に山内家と高知県の合意によって移管がはじまり、現在では約6万7千点の資料全てが高知県の所有となっている。

当館では、これらの貴重な資料を後世に伝えるため、保存活動を最も重視する事業に位置づけ、効果的な保存対策に取り組んでいる。具体的には、保存環境の維持、定期点検、劣化防止策の検討、資料修理の実施等である。平成28年度からは、新館の完成により、高度な収蔵・展示環境のもとで資料の保存が可能になった。

また資料収集においては、山内家資料に限らず、高知県の歴史資料の保存を目的に、収集規定等にもとづいて他家からの寄贈・寄託を受け入れ、必要に応じて購入を行っている。



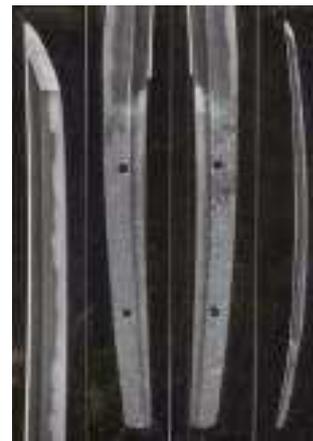
国宝「古今和歌集巻第廿（高野切本）」



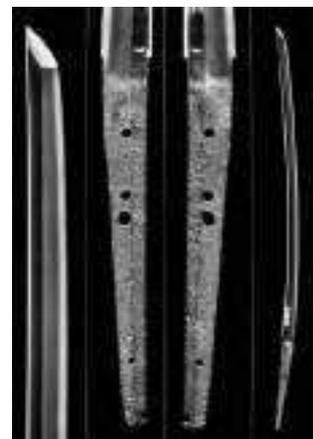
重要文化財「長宗我部地検帳」

(1) 山内家資料

区分	資料群名	点数
山内家資料 (歴史資料)	古文書	30,140
	和書漢籍（山内文庫）	19,960
	図書	1,834
	古写真	10,014
山内家資料 (美術工芸)	書跡	1,340
	絵画	542
	武器武具	1,044
	漆芸品	489
	茶道具	321
	染織品	219
	能面	149
	金属器	72
	陶磁器	53
	諸道具	573
	その他	81
	合計	
		歴史資料 61,948
		美術工芸 4,883



重要文化財「太刀 銘 備前国長船兼光 文和四年乙十二月日（号一国兼光）」



重要文化財「太刀 銘 備前国長船兼光 建武三年丙子十二月日（号今村兼光）」

(2) 収集資料 <資料の寄贈・寄託>

資料群名	受入年度	受入形態	種別	主な内容	件数
伊藤家資料	令和3年度	寄贈	武具	五枚胴具足（兜鉢・しころ・目の下頬・籠手佩盾・脛当）	1
徳力家資料	令和3年度	寄贈	絵画	物語粉本	1
久保野家資料	令和3年度	寄贈	古文書他	室津の湊番役を務めた久保野家伝来の資料群。室津湊の絵図や室津湊の普請に関する文書、南海地震や異国船漂着等の室津地域が遭遇した事件に関する文書を含む	72
清川氏寄贈資料	令和3年度	寄贈	古文書	無外真伝剣法訣、剣法秘訣鈔	2
中城氏寄贈資料	令和3年度	寄贈	書籍	いざよひ日記（写）、小柴屋詞（刷物）	2
明言寺寄贈資料	令和3年度	寄贈	歴史	土佐通宝（古銭）	1
松岡家資料	令和3年度	寄贈	歴史	朱漆塗沈金鯛型大平	2
富永氏寄贈資料	令和3年度	寄贈	書蹟	山内容堂筆「戯書五字二句」	1
乾家資料	令和3年度	寄託	古文書	土佐藩家老・中老の乾家伝来の資料群。系図類、武芸・兵法伝書類のほか、山内忠義書状、山内豊昌書状を含む	28
野村家資料	令和3年度	寄託	古文書	長岡郡十市村郷士の野村家伝来の資料群。幕末期の海防論を筆写した資料を多く含む	55

令和3年度収蔵資料 総数71,439点（件）（内訳：山内家資料66,831点、寄贈・寄託を含む他家資料4,608点（件））

(3) 保存・管理

① 資料の保存環境管理

■ 温湿度管理

収蔵資料の保存を目的に高い精度の温度・湿度環境を維持するため、当館では、収蔵庫・展示室は24時間空調とし、中央監視盤にて監視を行っている。また展示ケースは、エアタイトケースを採用し、調湿剤による湿度管理を行っている。年間を通じて各箇所温湿度記録計（データロガー）を設置し、日々温湿度の計測を行うとともに、データの分析に基づいて適宜改善を行った。

■ 空気環境管理

収蔵庫・展示室の清浄な空気環境を維持するため、当館では、空調設備に化学吸着フィルターを設置し、外気、及び循環気に含まれる有害ガスを除去している。また定期的に汚染化学物質の測定を行い、監視を行った。

■ 生物被害管理

収蔵庫、及び1階一時保管庫、燻蒸虫菌害処置室内を対象とし文化財害虫の死滅、カビの防除を目的に忌避処理剤による殺虫・防菌作業を5月に計1回実施した。使用薬剤は、シフェノトリン製剤（ブンガノン）とIPBC製剤（ライセント）を用いた。また調査などのため、新たに搬入した他家資料については、低酸素濃度処理（無酸素パックモルデナイベ）にて適宜殺虫作業を行った。その他、収蔵庫・展示室などに定期的にトラップを設置し、害虫の生息、及び侵入状況の調査を行った。

② 資料の保存修理

■ 修理設計の作成

収蔵資料の修理を円滑に行うことを目的に、第

二期中期・長期計画策定のための修理設計書の作成を行った。令和3年度は、書蹟・絵画18件を対象に1件ごとの修理設計書を作成した。

■ 資料の修理

資料の劣化の進行速度、研究や展示における利活用の頻度などを総合的に判断した上で、緊急を有する資料に対しては、修理を継続的に行っている。令和3年度は、第二期中期計画（令和3年度～令和7年度）に基づいて美術工芸品8件を選定し、修理を実施した。

<令和3年度修理資料一覧>

	資料名	(管理番号)
1	鶉韋包胴丸具足	武器武具/甲冑具足7
2	五枚胴	武器武具/甲冑胴42
3	槍（常省子久幸造之）	武器武具/刀剣18
4	十文字槍（上野大掾国利）	武器武具/刀剣32
5	黒色尉	能・狂言面3
6	小尉	能・狂言面6
7	三光尉	能・狂言面13
8	千種怪士	能・狂言面29

③ 資料保存修理室の運用

「資料保存修理室」は、当館収蔵資料の保存環境に関する分析・研究、及び簡易修理の実務を担うだけでなく、民間、公的機関を問わず高知県内の資料を対象に保存と修理の相談、支援、及び協力を行う拠点としての役割を担っている。

令和3年度は、昨年度に引き続き「歴史資料保存相談窓口」を開設したほか、収蔵庫、及び展示室の環境調査、新規受入資料のクリーニングと寄贈資料、及び山内家資料等の展示・調査促進を図るため、職員による簡易修理を計131点行った。

■ 歴史資料保存相談窓口

「歴史資料保存相談窓口」は、県内の歴史資料の散逸・消滅を防止することを目的に、個人や団体が所蔵する歴史資料の保存方法や取り扱い方についての相談に答える窓口である。具体的には、資料の現地保存の原則に則り、できるだけ所蔵者自身によって歴史資料等の保存・管理ができるように、保存環境の整備や劣化の予防法等を具体的に紹介、やむを得ない場合は資料の寄贈・寄託をうけることを基本方針としている。

令和3年度は、電話や来館による個人からの保存相談のほか、他機関からあった施設の保存環境、修理等の助言・協力要請を含め、計7件の相談があった。

◆相談の対象となる資料

県内に伝わる美術工芸品・古文書・書籍のほか、個人の写真・日記・手紙・コレクションなど

◆相談日・時間及び相談方法

午前9時～午後5時（休館日を除く）とし、電話による相談と直接当館に来られた方に対応

■ 歴史資料保存講習会

家庭や地域における資料に対する保護意識の喚起と資料の取り扱い方・保存の技術を紹介する講習会。当館会場と地域会場の2会場で開催を予定していたが、地域会場は新型コロナ感染拡大防止のため中止。

	開催日	会場等	参加者数
1回目	1月15日(土)	高知城歴史博物館 1階 ホール	11
2回目 (地域会場)	中止	-	-

■ 山内家資料保存修理説明会

文化財修理の考え方や理解を深めるため、修理を実施した山内家資料の修理過程と成果を説明する会。今年度は新型コロナ感染拡大防止のため中止。

2 調査研究

調査研究活動は、公開活用に備えた収蔵資料の基礎調査、県内外に所在する高知県・土佐藩関連の歴史資料の情報収集を主な柱とし、各学芸員が専門分野に応じ分担・計画して取り組んでいる。これらの活動は、魅力的な展示の企画や県民への成果還元を実現するための礎となるものであり、収集保存と並び重視している。

令和3年度は、閲覧室や調査研究室・保存修理室を活動拠点に、以下の事業を行った。

(1) 調査

①収蔵資料調査

新たに寄贈・寄託受入をした資料の仮目録作成を進めた。また、移動点検作業や過去の調査により作成・追記した調査カードの情報をデータベースに入力する作業を進めた。また、4月6日から4月9日にわたり、文化庁歴史資料部門調査官と当館学芸員による古文書や美術工芸品の合同調査を実施した。

なお、調査の成果は、企画展および総合展示の中で公開した。

②館外資料調査

県内で山内家・土佐藩関係資料の調査研究活動を計11回行った。

(2) 研究

「寛文元年山内家一門の参勤交代等の移動とその背景－家綱政権前半期における一門の動向と関連して－」、「土佐藩における孝子良民褒賞と孝子伝編纂」、「大名華族山内豊範の日記」、「山内家資料における保存修理の成果について－甲冑の修理（1）－」を掲載した研究紀要4号を刊行した。

3 公開

学術的・文化的に高い価値を有する収蔵資料を国民・県民共有の文化遺産として活用する観点から、展示室での公開以外の手段で資料情報の公開・発信を進めることは当館における重要な使命の一つである。そこで各種メディアへの資料提供、館外への資料貸し出し対応に加え、閲覧室を拠点とした古文書原本・副本や参考図書類を研究利用に供して県内外の研究者、先祖調べなどを目的とする個人調査への協力支援を行った。

(1) 閲覧室

閲覧室では、研究目的の利用者を対象に館蔵古文書・和書漢籍類の原本および副本（写真帳等の二次資料）、公開協定を結んだ館外所蔵の土佐藩・山内家関係資料の副本を公開している。あわせて開架・閉架の参考図書を備え、学芸員・調査員らが来館者の質問に対応しながら適切な図書・資料類を紹介する、リファレンス窓口としての役割を担う。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、閲覧室の予約制を継続した。

①概要

開室時間：午前9時～午後5時

閉室日：なし（当館休館日による。ただし資料保存環境維持を目的とした臨時休室日あり）

出納資料：古文書・和書漢籍類原本（特別閲覧／要事前申請）

館蔵古文書類写真帳（当日閲覧可）
 他機関所蔵資料写真帳（当日閲覧可）
 参考図書類（当日閲覧可）

その他サービス：『山内家史料歴代公紀』網文検索データベースの公開
 複写サービス（出納図書・写真帳対象／セルフ式）

②利用状況

令和3年4月1日～令和4年3月31日

項目	実績	
① 利用者数	324名	
②	閲覧申請（館蔵資料副本・参考図書等）	105件
	閲覧申請（他館蔵資料副本）	1件
	複写申請	99件
③ リファレンス対応	207件	

(2) 資料等貸出・公開

閲覧室での対応のほか、他機関へ所蔵資料の展示貸出やマスコミ等への画像提供を行った。

①資料展示貸出

利用機関名	目的	主な資料	件数
徳島市立徳島城博物館	令和3年度特別展「住吉派の興隆と阿波徳島の画人たち」	群鶏図、源氏物語図三幅対、源氏物語画帖	3
宿毛市立宿毛歴史館	宿毛歴史館高知城歴史博物館連携企画展「大名墓をめぐる世界 そのすべて - 土佐藩主の病と遺言、葬礼と法要、神格化まで -」	長帳甲96号、御帰国道中拜診日記、山内忠豊肖像画、徳川秀忠御内書 等	39
宇和島市立伊達博物館	秋期特別展「武具の煌めき - 武家のPRIDE -」	韋包段替素懸威二枚胴具足、兎耳形兜、茶糸威柏葉形兜	3
高知市立自由民権記念館	企画展「没後90年濱口雄幸」	濱口雄幸講義ノート	1
高知県立歴史民俗資料館	企画展「長宗我部氏とその時代 - 一次資料がつむぎだす、その実像 -」	長宗我部盛親書状、長宗我部元親書状、長宗我部元親・信親連署状、長宗我部地検帳 等	21

②特別資料閲覧

研究を目的とする原物資料の閲覧希望には、資料公開規則にのっとり対応している。令和3年度は、31件の閲覧申請があった。

分類	件数
県内博物館等	6
県外博物館等	3
研究機関等	5
マスコミ	2
個人研究者	15
合計	31

③画像等貸出

分類	件数
展示関係・図録	15
テレビ	11
雑誌・新聞	12
書籍	13
広報誌・ホームページ等	6
報告書・論文等	11
その他	2
合計	70

4 展示

3階展示エリアでは、実物資料を展示する3室を中心に、映像機器やハンズオンなどを加え多様な手法で土佐藩・高知県の歴史や文化の魅力を広く紹介している。重要文化財を含む実物資料の展示公開を柱としながらも休館日なしで資料の入替を行うため、3室を順に休室していくことで資料保存との両立をはかった。

また、展示替えに対応した音声ガイド（日・英）の追加・充実、子ども向けワークシートの制作・配布等により、多言語対応や展示のバリアフリー化、低年齢層にも配慮した展示公開を進めた。

なお、ハンズオンコーナーなど一部の展示は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止、あるいは三密の回避などを徹底した運営体制に変更して実施した。

< 3階展示エリア概要 >

高知城展望ロビー：高知城の展望とハンズオン・体験展示を楽しむ交流エリア（※ハンズオンコーナーは休止）

土佐史探索室：個別モニター・大型映像によるビデオ上映（6番組）

導入展示（通史）：高知県の古代から現代を大年表と国絵図等により紹介

総合展示室Ⅰ（歴史）：土佐藩の歴史と高知城・城主山内家について学ぶ資料展示室

総合展示室Ⅱ（テーマ）：山内家伝来の大名道具と近世土佐の文化を紹介

特別展示室：季節ごとにテーマを変えた企画展を開催

(1) 総合展示

総合展示室Ⅰ・Ⅱにおいて山内家資料を中心とした館蔵品を入替展示。また導入展示エリアでは、年表に合わせて古代・中世・近世の県内遺跡出土の埋蔵文化財を県立埋蔵文化財センター等から借用して展示した。

①特別展示

【ジョーハク 刀剣 強化月間 第1弾】

展示期間：令和3年4月16日（金）～6月14日（月）

内 容：

山内家ゆかり・重要文化財の刀剣4振の展示を行った。あわせて、刀一般の鑑賞の基礎知識が学べる「予習コー

ナー」を設置。高知県出身の声優・小野大輔氏ナレーションによる音声ガイドを製作、鑑賞基礎知識・それぞれの刀の見どころ・由緒をていねいに紹介した。

主な展示資料

- ・太刀 銘 備前国長船兼光 建武三年丙子十二月日 (号今村兼光)
- ・太刀 銘 備前国長船兼光 文和四年乙未十二月日 (号一国兼光)
- ・太刀 銘 国時 (掛川神社寄託)
- ・太刀 銘 康光 (掛川神社寄託)

主な展示資料

- ・大太刀 銘 南海太郎朝尊鍊之 弘化三年丙午二月日
- ・刀 銘 土佐国高岡郡春木城主従五位下武蔵守藤原朝臣家重君十一代後胤谷脇勘解由藤原重之君應需同国同郡黒岩郷二ツ野村産森岡南海太郎朝尊於鳳城堀川一條作之干時嘉永六年癸丑十二月中浣
- ・刀 銘 南海太郎朝尊 天保五八月日



チラシ



チラシ



展示風景



展示風景

【ジョーハク 刀剣 強化月間 第2弾 南海太郎】

展示期間：令和3年7月2日(金)～8月23日(月)

展示内容：

土佐出身の刀工南海太郎朝尊の刀剣3振の展示を行った。あわせて、刀一般の鑑賞の基礎知識・南海太郎の経歴・作風が学べる「予習コーナー」を設置。高知県出身の声優・小野大輔氏ナレーションによる音声ガイドを製作、鑑賞基礎知識・それぞれの刀の見どころをていねいに紹介した。

◆関連企画◆

①夏休み子どもむけ企画

「博物館クイズラリー」

「やまぴょん音声ガイド」

開催期間：令和3年7月21日(水)～8月31日(火)

※新型コロナウイルスの感染拡大により8月21日(土)～31日(火)は臨時休館

参加人数：379名

内 容：

夏休みにあわせ、子どもたちが自主的に展示を楽しむ、理解を深める機会となるよう、小学生向けのクイズラリーと音声ガイドを用意した。クイズラリーは、観覧者の過密を防ぐため、館内の各所に問題を配置し、解答の一文字を並びかえて合い言葉を完成させる形式をとった。

音声ガイドは、当館のオリジナルキャラクターのやまびよんが展示の見どころを分かりやすく紹介するので、こちらは大人も利用可能とした。参加者には、博物館のオリジナルグッズを配布した。



案内展示



クイズラリーの様子

(2) 企画展

【展示会名 よみがえる山内家資料の美と歴史－伝統の技がなす文化財修理の世界－】

展示期間：令和3年3月20日(土)～5月18日(金)

展示内容：

山内家資料が高知県に移管されて以来積み重ねてきた修理の成果を報告する企画展。書画・刀剣・甲冑・漆芸品・染織品など、修理技術の部門ごとに主な修理資料を展示し、文化財修理の理念や伝統的な技術を受け継ぐ職人たちの手仕事、また最新の技術を応用することによって得られた新たな知見をパネルや映像等、多様な手段を用いて紹介した。

主な展示資料

- ・二十四間星兜鉢(伝義経の兜)
- ・対浦々巡見使差出国絵図
- ・刀 銘 土州住藤原則房 於武州作之
- ・住吉広守「群鶏図」
- ・鳥毛横筋に雲文様陣羽織
- ・萌黄糸威胴丸具足
- ・朝顔蒔絵螺鈿沈箱



チラシ



展示風景

◆関連企画◆

①学芸員によるスライドレクチャー

日 時：令和3年4月4日、5月2日(いずれも日曜日) 午前10時30分～10時50分

場 所：高知城歴史博物館3階 映像コーナー

参加費：無料(要観覧券)

参加人数：36名(全2回)

内 容：

展示の内容や展示資料の見所などについて、担当学芸員が解説した。

②実演講座「研師の技 刀剣研磨の世界」

日 時：令和3年4月25日(日)

①午前10時～12時

②午後2時～4時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：無料

講 師：藤代興里氏(研師)/(有)藤代代表取締役
藤代龍哉氏(研師)/(有)藤代

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

③こども体験ガイドツアー「文化財のお医者さんになろう！」

日 時：令和3年5月4日(火・祝)
午前10時30分～11時45分
場 所：高知城歴史博物館1階 ホール、3階 展示室

参加費：300円(材料費)
参加人数：7名(定員10名)
講 師：田井東浩平(当館職員)
内 容：

子供向けに文化財を守り伝える、文化財修理の仕事内容を紹介した。最初にスライドや展示室の見学を通して、文化財修理の概要とその仕事内容について、説明をした後、文書の虫食いを和紙で補修する体験を行った。



チラシ

④ワークショップ「お家でできる紙資料のかんたん補修と和綴じ本づくりに挑戦」

日 時：令和3年5月9日(日)
午後2時～4時
場 所：高知城歴史博物館1階 ホール
参加費：800円(材料費)
参加人数：10名(定員20名)
講 師：田井東浩平(当館職員)
内 容：

文化財修理を身近なものに感じてもらうため、家庭でもできる虫食いや破れた和綴じ本の簡単な補修方法を紹介し、体験を行った。また伝統的な和綴じ本の変遷を説明した後、和綴じ本づくりに挑戦した。

【展示会名 地域展 仁淀川～流域の歴史と文化～】

展示期間：令和3年6月19日(土)～9月5日(日)
※新型コロナウイルス感染拡大により8月21日(土)～9月5日(日)は臨時休館

展示内容：

令和2年度に開催を予定していた企画展の延期開催。仁淀川流域の歴史と文化を総体的に紹介した初の企画展。古代から現代まで、上流域から下流域まで、その全体像を地域に所在の文化財等から紹介した。

冒頭に原始から近世までの歩みを紹介し、次に上流域・中流域・下流域のそれぞれの地域性を紹介、あいだに流域の暮らしと祭りという民俗的世界で変化をつけ、最後に流域の近現代を紹介した。

展示は、高知県指定文化財19件、流域の市町村指定文化財16件を含む、約70点の資料から構成した。

主な展示資料

- ・猿納権現の猿面(仁淀川町日吉神社蔵)
- ・和鏡(蓬萊双雀鏡、越知町大平地区蔵)
- ・木造薬師如来坐像(佐川町教育委員会蔵)
- ・仁治の棟札(日高村小村神社蔵)
- ・八角形漆塗神輿(複製、いの町榎本神社蔵)
- ・新川井筋絵図(高知市立市民図書館蔵)
- ・薬師如来坐像懸仏(土佐市清瀧寺蔵)



展示風景

◆特設展示◆

①映像展示「神々の流域－仁淀川の四季」

場 所：3階特別展示室
内 容：

「仁淀ブルー」の名付け親で写真家の高橋宣之氏の映像作品。神秘的な自然景観の他、集落や祭礼の様子など、流域の魅力を伝える映像を展示した。

②写真展示「仁淀川遡行・おもかげの昭和へ」

場 所：2階エントランスホール・廊下(観覧無料)
内 容：

流域の山村と住民をテーマとした写真展。写真家の小林勝利氏が40年にわたって記録した、過疎が進む流域の風景や住民の姿など全67点を展示した。



展示風景

③ミニ展示「秋葉まつりの祭礼道具」

場 所：3階展望ロビー
内 容：

仁淀川町別枝地区の秋葉まつりの奉納演舞「鳥毛ひねり」で使用される道具類を展示。長さ7メートルの毛槍に触れられる体験スペース等を設けた。

④ミニ展示「流域の学校による学習成果展」

場 所：3階特別展示室

内 容：

流域の学校における自然や歴史、文化についての学習内容や成果をパネル等で展示。仁淀川町立仁淀中学校、越知町立越知小学校、いの町立伊野小学校の活動を紹介した。

◆印刷・刊行物◆

企画展パンフレット『仁淀川流域の歴史と文化』

仕様：A5版、58頁

売価：440円



パンフレット

◆関連企画◆

①歴史講座「仁淀川流域の歴史～平安から戦国時代を中心に～」

日 時：令和3年6月12日(土)

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：無料

参加人数：37名

講 師：横山和弘(当館職員)

内 容：

平安時代から戦国時代までの歴史の流れを背景に、小村神社・椋本神社・横倉山などの寺社の動向、蓮池氏・佐川氏・大平氏などの在地領主の動向、長宗我部地検帳にみえる流域社会の様子などについて紹介した。仁淀川と流域社会の関係として、仁淀川の水運についても紹介した。(P.24「歴史講座①」参照)

②流域散策会

以下の散策会を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

○兼山ゆかりの春野を巡る

日 時：令和3年6月27日(日)

午後0時30分～5時

場 所：高知市春野町

参加費：無料

定 員：15名

案 内 人：横山有式氏(春野郷土資料館職員)

○仁淀川源流域・面河溪を訪ねる

日 時：令和3年8月22日(日)

午前8時～午後5時30分

場 所：愛媛県久万高原町

参加費：1,800円(施設入館料・昼食代)

定 員：20名

案 内 人：矢野真志氏(面河山岳博物館学芸員)

③高橋宣之氏の映像解説会

日 時：令和3年7月11日(日)

午後1時30分～2時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：無料

参加人数：39名

講 師：高橋宣之氏(写真家)

内 容：

本展で展示した映像の制作者である高橋氏が、展示映像をもとに仁淀川と流域の自然や文化の魅力、撮影余話などについて解説した。



行事風景

④小林勝利氏の写真解説会

日 時：令和3年7月18日(日)

午前10時30分～11時30分

場 所：高知城歴史博物館2階 エントランスホール等

参加費：無料

参加人数：14名

講 師：小林勝利氏(写真家)

内 容：

展示内容や撮影余話などについて撮影者である小林氏が解説した。なお8月29日(日)にも同解説会を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

⑤夏休み工作教室「土佐和紙の照明づくり」

日 時：令和3年7月31日(土)、8月9日(月)

午前10時～正午

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：1,500円(材料費)

参加人数：13名(7月)、15名(8月)

講 師：片岡あかり氏(尾崎製紙所)

中屋真理(当館職員)

内 容：

古くから仁淀川流域で漉かれてきた土佐清帳紙を用いて丈夫であたたかみのある照明作りをおこなった。(P.25「夏休み工作教室」参照)

⑥映画会「椿山―焼畑に生きる―」

日 時：令和3年8月8日(日)
午前10時～正午、午後2時～4時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：無料

参加人数：20名(午前)、46名(午後)

内 容：

流域で行われていた焼畑と住民の生活を記録した映画「椿山―焼畑に生きる―」(民族文化映像研究所、1977年)を上映した。



チラシ

⑦展示解説会

日 時：令和3年6月20日、7月11・25日、8月8
・15日(いずれも日曜日、午前10時から
約40分)

場 所：高知城歴史博物館3階 特別展示室

参加費：無料(要観覧券)

参加人数：34名(全5回)

内 容：

展示内容や展示資料の見所について担当職員が解説した。なお9月5日(日)にも同解説会を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。



展示風景

【展示会名 廃藩置県150年記念 藩が消えた日～四国の廃藩置県～】

展示期間：令和3年9月17日(金)～11月29日(月)

※新型コロナウイルス感染拡大により9月17日(金)から9月27日(木・祝)までは臨時休館

展示内容：

「廃藩置県・高知県誕生」から150年の記念展示。四国各藩の廃藩置県までの歴史と、その後の府県統合による四国4県の成立過程を展示した。

全国史とともに四国の各藩および各県を比較することで、「小藩分立からの統合」・「1藩1県」・「県名の由来」・「淡路島の帰属」・「独立置県運動」など、四国各地域で異なる廃藩置県前後の特徴を紹介した。

展示は四国各県の博物館や文書館等から借用した資料で構成し、国指定重要文化財「大久保利通関係資料」(国立歴史民俗博物館蔵)も列品した。

主な展示資料

- ・重要文化財 岩倉具視書簡 大久保利通宛 明治4年7月12日付(国立歴史民俗博物館蔵)
- ・伝西郷隆盛所用下駄(個人蔵)
- ・山内豊範日記 明治4年
- ・蜂須賀茂韶肖像画(徳島市立徳島城博物館蔵)
- ・愛媛県指定文化財 篠山山形模型(個人蔵)
- ・丸亀藩廃藩置県願(丸亀市立資料館蔵)

◆印刷・刊行物◆

企画展図録

仕 様：A4版、134頁

売 価：1,980円

内 容：

展示資料105件および関連する参考図版69件を掲載した展示会図録。「廃藩置県150年連続講演会」の講師を依頼した大庭裕介氏(国士館大学講師)の講演内容に関する寄稿論文「廃藩置県後の法制度と佐佐木高行」も収録した。

◆関連企画◆

①廃藩置県150年連続講演会

「維新政府と廃藩置県―廃藩置県はどのようにして行われたのか―」

日 時：令和3年10月2日(土)

午後2時～3時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：無料

参加人数：40名

講 師：勝田政治氏(国士館大学教授)

内 容：

「維新政府は当時の国家目標のもと、藩体制をどのようにとらえて中央集権化を図ったのか。そして、その方向によって廃藩置県となったのか否かを探る。」

と、講演の課題を示し、廃藩置県の通史を紹介した。

最新の研究成果に基づいて、維新政府が藩体制を残したまま中央集権化を図っていたこと、廃藩置県が実行のわずか5日前に決まり、薩長首脳陣のみで極秘に進められたことなど、廃藩置県への道のりが既定路線ではなかったことを紹介した。

「廃藩置県後の法制度と佐佐木高行」

日 時：令和3年10月3日(日)

午後2時～3時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：無料

参加人数：40名

講 師：大庭裕介氏(国士舘大学講師)

内 容：

高知出身の佐佐木高行が従来言われてきたように、「頑迷な保守主義者なのか」という疑問を呈し、司法省で法典編纂を進めた佐佐木の実績を紹介した。

佐佐木は「保守主義というよりも現実に即して財政・制度設計の均衡をはかる」、「リアリスト」(裁判所設置よりも法典編纂を目指した現実的な人物)という新たな評価を加えた。

②歴史講座「高知の廃藩置県」

日 時：令和3年10月9日(土)

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：無料

参加人数：36名

講 師：高木翔太(当館職員)

内 容：

廃藩置県の舞台裏と当時の高知藩の状況をふり返り、廃藩置県の実施計画会議から高知が外された(会議が薩長のみで行われた)理由を紹介した。

また、廃藩置県後に頻発した旧藩主を旧領地に引き留めようとする騒動や士族反乱など、変化する社会にとまどう高知の人々の動向などを紹介した。

③学芸員によるスライドレクチャー

「高知の廃藩置県」

開 催 日：令和3年10月17日(日)

「徳島の廃藩置県」

開 催 日：令和3年10月24日(日)

「愛媛の廃藩置県」

開 催 日：令和3年11月7日(日)

「香川の廃藩置県」

開 催 日：令和3年11月21日(日)

【共通事項】

開催時間：午前10時30分～11時

場 所：高知城歴史博物館3階 映像コーナー

参加費：無料(要観覧券)

参加人数：98名(全4回)

内 容：

展示の内容や展示資料の見所などについて、担当学芸員が解説した。

【展示会名 おいしい土佐藩～鯉と皿鉢、お酒と「おきやく」 グルメな歴史をひもとく味な時間旅行～】

展示期間：令和4年1月1日(土・祝)～3月7日(月)

展示内容：

令和2年度に開催を予定していた企画展の延期開催。和食文化が花開く江戸時代の資料を出発点に、土佐の食文化の歴史をひもとく資料約40点を展示した。

高知の食材として全国的に有名な鯉の食べ方や当時の「たたき」の調理法、皿鉢料理が宴席に登場する起源など、地元県民や県外観光客も関心が高い要素を取り上げ、高知の食文化や魅力を見直す機会とした。また古文書に記載された献立名から、当時の料理書を参考に再現した食品サンプルを作成・展示することで、当時の食事内容に関する理解を深めるよう工夫した。

主な展示資料

- ・安芸市指定文化財 蒔絵船形弁当(安芸市歴史民俗資料館蔵)
- ・下司凍月「土佐年中行事図絵」(高知県立図書館蔵)
- ・鯉形皿
- ・能茶山焼皿鉢(個人蔵)
- ・香美市指定文化財 直会絵馬(須賀神社蔵)
- ・食品サンプル 元禄時代の藩主の食事(調理：RKC調理製菓専門学校)



チラシ



展示風景

◆関連企画◆

①学芸員によるスライドレクチャー

日 時：令和4年1月2・9日(日)

午前10時30分～11時

※1月23日、2月6・20日、3月6日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

場 所：高知城歴史博物館3階 映像コーナー

参加費：無料(要観覧券)

参加人数：48名(全2回)

内 容：

展示の内容や展示資料の見所などについて、担当学芸員が解説した。

②記念講演会「幕末江戸勤番武士の江戸グルメー食から江戸を知るー」

日 時：令和4年3月5日(土)

午後2時～3時30分

場 所：ZOOMによるオンライン開催

視聴会場：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：無料

参加人数：45名

講 師：青木直己氏(東洋大学非常勤講師)

内 容：

参勤交代により全国の武士が集まる江戸では、単身赴任の武士達の食事を賄う外食産業が発展した。講演では江戸勤番中の武士の日記を読み解きながら、当時の武士や庶民が楽しんだ、江戸の食事情について紹介した。

③レシピカード配布

協力者から情報提供を得た伝承料理や、文献に記載の献立を当時の調理法や料理書に基づき再現した料理8種をレシピカードにまとめ、来場者へ無料配布した。

また総合レシピサイト「クックパッド」へも掲載し、来館の難しい人でも自宅で楽しめるよう配慮した。



レシピカード

④ウェブ料理教室「おうちで料理教室 土佐の食文化」

公開日：令和3年12月19日(日)～

公開URL：<https://www.kochi-johaku.jp/column/6028/>

講 師：三谷英子氏(RKC調理製菓専門学校常任顧問・管理栄養士)・小谷真人氏(同校実習教員・専門調理師(日本料理))

内 容：

前年度開催時に予定していた三谷氏による記念講演

会「土佐の食文化」の代替企画として制作したウェブコラム。高知県全域でかつてはなじみ深かった年越し料理、「鯨のすき焼き」を調理実演写真を交えて紹介した。

コラムでは単に調理法を伝えるだけでなく、だしの特徴や具材に込めた想い、味付けの特徴などについてお話をうかがい、土佐の食文化について理解を深める内容とした。

【展示会名 土佐のやきもの 尾戸焼】

展示期間：令和4年3月18日(金)～5月30日(月)

展示内容：

土佐の藩窯尾戸焼の歴史と製品を紹介する展覧会。展示構成は、文献と紀年銘入り資料・出土遺物からなる「尾戸焼の歴史」の部、器種・技法別に伝世品を紹介する「伝世品」の部、研究史を含め、幕末から現代の尾戸焼像を紹介する「尾戸焼を未来へ」の三部構成。他に、入場者に尾戸焼の使用イメージをもってもらうため、季節に応じた道具組(春の野点)の展示、ミュージアムショップでの現代尾戸焼販売、喫茶室での尾戸焼食器利用企画を実施した。

主な展示資料

- ・山内忠義書状
- ・尾戸窯跡出土遺物(高知市蔵)
- ・森田久右衛門江戸日記(個人蔵)
- ・宗安寺屋頂宝珠(宗安禅寺蔵)
- ・栗原家旧蔵片口水指



チラシ



展示風景

◆関連企画◆

①学芸員によるスライドレクチャー

日 時：令和4年3月27日(日)
 午前10時30分～11時
 場 所：高知城歴史博物館3階 映像コーナー
 参加費：無料(要観覧券)
 参加人数：27名
 内 容：

展示の内容や展示資料の見所などについて、担当学芸員が解説した。

②尾戸焼でほっと

日 時：令和4年3月18日(金)～5月29日(日)
 場 所：高知城歴史博物館2階珈琲館イストワール
 内 容：

館内喫茶室にて尾戸焼のカップと皿を使用した特別メニュー「尾戸焼セット(ケーキ&ホットコーヒー)」を販売。尾戸焼の解説入り卓上メニューを設置。尾戸焼の象嵌文様をあしらったコースターを配布した。

(3) ハンズオン・体験コーナー

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

(4) 展示解説

団体来館者や関係機関の職員等の要望に対して、博物館の理解向上と満足度向上のためのサービスとして展示解説を行った。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則10名を超える団体の場合は10名以下のグループに分けたうえで実施した。

月	件数	人数	月	件数	人数
4月	3件	22名	10月	12件	161名
5月	0件	0名	11月	9件	107名
6月	1件	12名	12月	3件	26名
7月	1件	11名	1月	1件	15名
8月	1件	13名	2月	0件	0名
9月	0件	0名	3月	4件	29名

合計件数 35件 合計人数 396名

(5) 連携企画展

今年度より宿毛市立宿毛歴史館の協力要請を受け、過去に当館で開催した企画展のパッケージ貸し出しを実施した。また、会期中、当館の展示担当職員が講師として講座等の行事に協力した。

【展示会名 宿毛市立宿毛歴史館 高知県立高知城歴史博物館連携企画展「大名墓をめぐる世界 そのすべて 土佐藩主の病と遺言、葬礼と法要、神格化まで」】

展示期間：令和3年7月16日(金)～8月29日(日)

会 場：宿毛市立宿毛歴史館

入館者数：449名



チラシ



展示風景

◆関連行事◆

①歴史講座「山内家墓をめぐる諸問題」

日 時：令和3年8月9日(月・祝)
 午後1時30分～3時
 会 場：宿毛文教センター多目的ホール
 参加費：無料
 参加人数：26名
 講 師：渡部淳(当館職員)

②展示解説「大名墓をめぐる世界」

日 時：令和3年8月9日(月・祝)
 午後3時10分～3時40分
 会 場：宿毛市立宿毛歴史館第2展示室
 参加費：無料(要観覧券)
 参加人数：21名
 講 師：水松啓太(当館職員)



解説風景

5 教育普及

(1) 生涯学習

博物館は大人から子どもまでの幅広い年代や様々な国籍の人々が訪れ、興味関心のある分野やその度合いも多様である。博物館を訪れるあらゆる人々に博物館が開かれ、そして生涯を通じて博物館を利用してもらえるよう、様々な利用者層に対し日本や高知の歴史、文化に触れることができる講座、催しを多種多彩に開催している。

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を鑑み、一部の講座や催しは中止、または内容や定員を変更し感染予防策を行った上で開催した。

①城博講座（一般向け講座）

城博講座は日本や高知の歴史や美術、文化財などの分野についてテーマを設定し、年間を通して学べる講座。令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大を受けて開催を中止したが、令和3年度は定員を減らす等の感染予防対策を徹底した上で一部の講座を再開した。

〈開催を中止した講座〉

◆高野切講座（初級・中級）

◆日本の文化講座

◆古文書講座

年間テーマ「古文書に慣れ、親しむ」〈古文書初級〉

古文書講座は、入門と初級を隔年で開催し、2ヵ年で基礎的読解力を習得することを目的としている。令和3年度は初級編で、江戸時代から明治時代にかけての様々な文書をテキストに、くずし字を活字化し古文書の初歩的な能力を身につけることを目指した。

開講日：奇数月第2土曜日

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

定 員：40名

講 師：藤田雅子、高木翔太（当館職員）

	開講日	題目	参加人数
1回	5月8日	古文書入門	40
2回	7月10日	近代の文書	39
3回	11月13日	江戸時代の古文書①	30
4回	1月22日	江戸時代の古文書②	(中止)

※第3回は、9月11日に開催予定だったが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、11月13日に延期した。

※第4回は、11月13日に開催予定だったが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて1月22日に延期。しかし、1月22日も再度の感染拡大を受けて開催中止とした。後日その代替として、当日の講座資料を申込者に郵送した。



講座風景

◆歴史講座

◆美術工芸講座

年間テーマ「企画展をより楽しむ」

令和3年度は、歴史講座・美術工芸講座の合同企画として、企画展をより楽しんでもらうための講座を開催。各企画展担当者がそれぞれのテーマで、展示では紹介しきれなかった内容を深く掘り下げて解説した。

開講日：偶数月第2土曜日

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

定 員：40名

講 師：横山和弘、藤田雅子、高木翔太、尾本師子

(当館職員)

	開講日	題目	参加人数
1回	6月12日	歴史講座①「仁淀川流域の歴史～平安から戦国時代を中心に～」 (企画展「地域展 仁淀川」)	37
2回	10月9日	歴史講座②「高知の廃藩置県」 (企画展 廃藩置県150年記念「藩が消えた日」)	36
3回	12月11日	歴史講座③「江戸時代の食文化」 (企画展「おいしい土佐藩」)	32
4回	2月12日	美術工芸講座「旅する焼物師～尾戸焼・森田久右衛門日記を読む～」 (開館5周年記念展「土佐のやきもの 尾戸焼」)	(中止)

※第4回は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて中止とし、後日その代替として講座資料を申込者に郵送した。

◆保存修復講座

年間テーマ「自然災害から地域文化財を守る」

近年の大規模自然災害で被災した文化財を救出し、保存する取り組みに注目し、これらの取り組みの動向や被災資料の応急処置等を紹介。自然災害と地域文化財の保存・継承について学ぶ機会とした。

開講日：7月・11月の第4土曜日

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

定 員：40名

講 師：田井東浩平（当館職員）

	開講日	題目	参加人数
1回	7月24日	自然災害と地域文化財の保存・継承	10
2回	11月27日	被災資料の応急処置の実際	9

②子ども向け（親子向け）講座

小中学生を対象とした講座では、子どもたちへ歴史や文化を体験する場を提供し、文化財や伝統文化への興味・関心の目を向ける機会を作ることを目的として実施している。

◆みる・きく・さわる

企画展「よみがえる山内家資料の美と歴史」関連行事
子ども体験ガイドツアー「文化財のお医者さんになろう！」

日 時：令和3年5月4日（火・祝）
午前10時～11時45分

会 場：高知城歴史博物館1階 ホール、
3階 展示室

参加費：300円（材料費）

参加人数：7名（定員10名）

講 師：田井東浩平（当館職員）

内 容：

企画展「よみがえる山内家資料の美と歴史」の関連行事として、子ども向けに文化財を守り伝える、文化財修理の仕事内容を紹介した。最初にスライドや展示室の見学を通して、文化財修理の概要とその仕事内容について説明をした後、文書の虫食いを和紙で補修する体験を行った。



行事風景

◆探検！発見！高知城

日 時：令和3年7月22日（木・祝）
午前9時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール、高知城

参加費：無料

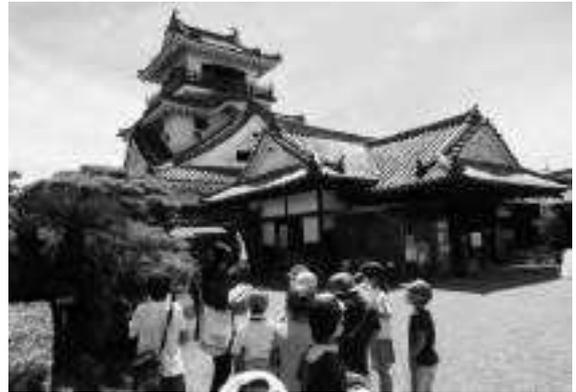
参加人数：11名（定員10名）

講 師：野津彩乃氏（高知県教育委員会文化財課
主査）

中屋真理（当館職員）

内 容：

藩主の居城であった高知城について紹介する催し。地図を見ながら各所を巡り、高知城の歴史や構造についてのクイズに挑戦してもらった。職員からのヒントを手がかりに、対象を丁寧に観察したり、想像を働かせたりしながら楽しく高知城について理解を深めた。また、高知県教育委員会文化財課の協力の下、普段は非公開の追手門内部を訪れ、建物の構造等についても学習した。



行事風景

◆夏休み工作教室

企画展「地域展 仁淀川～流域の歴史と文化～」

関連行事 土佐和紙の照明づくり

日 時：①令和3年7月31日（土）
②令和3年8月9日（月・祝）
午前10時～正午

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：1,500円（材料費）

参加人数：①13名、②15名（各日定員15名）

講 師：片岡あかり氏（尾崎製紙所）
中屋真理（当館職員）

内 容：

企画展「地域展 仁淀川～流域の歴史と文化～」の関連行事として、古くから仁淀川流域で漉かれてきた土佐清帳紙を用いて丈夫であたたかみのある照明作りをおこなった。土佐和紙の歴史や、土佐清帳紙の特色や製紙工程について理解を深めた後、土佐清帳紙を貼り重ね、最後に色付きの和紙や押し花などで装飾を施して、オリジナルの照明を作った。



行事風景

◆みる・きく・さわる

城下町に歴史たんけんにでかけよう！

日 時：令和3年11月7日(日)

午前10時～11時15分

場 所：高知市中心部はりまや橋周辺

(江戸時代の城下町、下町エリア)

参加費：無料

参加人数：11名(定員10名、小学3年生～6年生)

講師：中屋真理(当館職員)

内 容：

秋に開催している「みる・きく・さわる」シリーズでは、江戸時代の城下町を探検する催しを行った。高知市はりまや町周辺を歩きながら、土佐藩の経済の中心地として賑わいを見せた下町エリアの歴史について、クイズを交えながら理解を深めた。



行事風景

③外国人のための講座

外国人を対象とした日本文化体験の講座。体験を通して、日本の歴史や文化の理解に役立ててもらうことを目的に年1回開催している。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

④歴史文化催事 季節の催し

季節折々に食や伝統音楽等を通して、日本や土佐の歴史、伝統文化に親しんでもらうための催しを行っている。

◆梅漬けの会

毎年6月に開催している梅漬けの会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。その代わりに、当館のホームページ等でレシピの公開を行った。

◆お月見の会～城博で楽しむ雅楽の調べ～

日 時：令和3年10月17日(日)

午後6時～8時

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール、

3階 展示室

参加費：500円

参加人数：33名(定員30名)

演 奏：繁藤雅陽会

内 容：

十三夜(旧暦の九月十三日)に合わせて、観月の会

を開催した。令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、食事会や呈茶は行わない代わりに、雅楽の演奏会を例年より拡充して開催した。

演奏会後は、月のモチーフがデザインされた美術工芸品の展示を見学した。



会の様子

◆お正月の会～城博で楽しむ 新春を寿ぐ邦楽の調べ～

日 時：令和4年1月10日(月・祝)

午前10時～11時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール、

3階 展示室

参加費：500円

参加人数：29名(定員30名)

演 奏：菊由瀬会と都山流尺八のみなさん

内 容：

山内家伝来のお正月料理や伝統音楽を通して、新春を寿ぐ恒例のお正月の会を開催した。令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、食事会や呈茶は行わず、その代わりに箏や三味線、尺八の三曲による演奏会を例年より拡充して開催した。

演奏会終了後は、干支や縁起のよい資料が並ぶ展示の見学を楽しんだ。



会の様子

⑤児童クラブ・幼稚園等への学習協力

◆夏休み出前講座

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

⑥教育普及事業 道具備品類等の整備

3階展示フロアにある体験コーナー、子ども向けの講座・催事、学校向けの体験学習等で使用する体験用具の整備を行った。

7生涯学習事業 周知・広報

◆子ども向け ホームページ

主に小学生・中学生を対象に、当館について主体的に調べ、来館への動機づけを目的に、子どもにも分かりやすい構成のページを設けている。

(2) 学校教育との連携

学校教育と博物館の連携・協力を進めることを目的に、博物館の所蔵資料や職員の専門性等をいかして学校の教育段階に応じた様々な活動を行っている。小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校に対しては、利用目的に合わせた学習プログラムを用意し見学の受け入れや出前授業の対応を行っている他、教員向けの学習会・研修会への講師派遣、教材作成への協力等を通して、学校教育の充実に寄与している。また大学等の高等教育に対しても、博物館実習の受け入れ等を行い、教育や学術研究への協力を行っている。

1教育委員会・学校関係者との連携

〈研修会・学習会への協力〉

学校の教育機関や教員の研究・学習団体が実施する研修会や学習会に、博物館の所蔵資料や調査研究の成果、職員の専門性をいかし、講義を行う等の協力を行っている。

①教科研究センター講座 特別講座 (郷土資料の活用Ⅰ)

「江戸時代の幕府と大名～土佐藩の参勤交代を題材にして～」

日時：令和3年9月25日(土)
午後1時30分～4時

場所：高知城歴史博物館1階 ホール

共催：高知県教育センター

講師：横山和弘(当館職員)

内容：

学校の歴史学習で取り上げられる参勤交代をテーマにし、土佐藩の事例から幕府による大名統制のあり方について紹介する予定だったが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け中止となった。

②教科研究センター講座 特別講座 (郷土資料の活用Ⅱ)

「廃藩置県の歴史～歴史の教科書とは異なる廃藩置県～」

日時：令和3年11月27日(土)
午後1時30分～4時

場所：高知城歴史博物館1階 ホール、
3階 展示室

共催：高知県教育センター

参加人数：19名

講師：高木翔太(当館職員)

内容：

企画展「藩が消えた日～四国の廃藩置県～」の見学や講義を通して、廃藩置県の歴史を紹介した。既定路線ではなかった廃藩置県、そこに高知はどのように関係していたのか、この時代の歴史を展示資料とともにふり返り、歴史の教科書とは違う廃藩置県前後の歴史を紹介した。



研修会の様子

〈学習内容および教材作成の連携・協力〉

学校教育のさまざまな学習機会に博物館を活用してもらうことを目的に、学校関係者と当館の所蔵資料や職員の専門性をいかした学習内容、教材についての協議を行った。

2小中高等学校への学習協力

〈見学の受け入れ〉

学校の見学にあたっては、展示をじっくり見学したり、「触る」「身につける」「作る」等の体験を交えたりと様々な方法で歴史や伝統文化、文化財等について理解を深められるように多彩な学習プログラムを用意している。

○見学の受け入れ状況

	件数	人数
小学校	36	1,507
中学校	34	1,512
義務教育学校	2	88
高等学校	19	515
特別支援学校	7	157
合計	98	3,779

※人数には引率者を含む

※新型コロナウイルスの影響等により、来館中止となった学校は以下の通り

51校3,496名(小学校23校1,174名、中学校14校1,696名、高等学校12校561名、特別支援学校2校65名)

○対応件数(学習プログラムを活用した件数)

	件数	人数
小学校	26	1,228
中学校	11	759
義務教育学校	2	88
高等学校	13	379
特別支援学校	6	147
合計	58	2,601

※人数には引率者を含む

※博物館には来館せず、校外学習（高知城や城下町のフィールドワーク）のみの学校も含む



学校団体の案内の様子

〈出前授業・遠隔授業〉

学校が遠隔地にあり当館への来館が難しい場合等は、博物館の職員が学校へ出向く出前授業を行っている。令和3年度からは、インターネットを介してリモートで授業を行うオンライン授業（遠隔授業）も開始した。

【出前授業】「土佐藩の歴史」

学 校 名：高知県立高知若草特別支援学校（中学部）

日 時：令和3年10月6日(水)
午後1時30分～3時

人 数：2人

講 師：中屋真理（当館職員）

内 容：

江戸時代における歴史を土佐藩の歴史に結びつけて説明し、高知の歴史が日本史全体の流れとどのように関わりあって展開してきたのかについて紹介した。また、武士の象徴でもあった刀をはじめ、兜や鎧の構造等について模造品を用いて解説した他、身につける体験を行った。

【遠隔授業】「掛川と高知のゆかり・つながり

～山内一豊と掛川・高知の歴史の面から～

学 校 名：静岡県立掛川西高等学校、土佐塾中学校、
高知市立高知商業高等学校（3校合同）

日 時：令和3年10月25日(月)
午後1時30分～2時30分

人 数：85名

講 師：横山和弘（当館職員）

内 容：

山内一豊と掛川城・高知城に関する話題を中心に、静岡県掛川市と高知市とのゆかり・つながりについて講義した。山内家家臣団の「掛川衆」、高知城下町の「掛川町」あるいは掛川から高知に移った寺院や神社などについても紹介した。

【出前授業】「高知城の歴史とつくり」

学 校 名：高知市立大津小学校 4年生

日 時：令和3年11月9日(火)
午前10時30分～正午

人 数：10名

講 師：横山和弘、中屋真理（当館職員）

内 容：

大津小学校では、総合的な学習の時間に、児童が高知県の名所や特産品等を調べて高知の魅力を発表・発信する取り組みを行っている。その中で高知城をテーマに調べ学習を進めるグループに対して、出前授業という形で協力を行った。事前に送ってもらっていた高知城の歴史や構造に関する質問事項について、スライドを用いながら説明を行った。

【出前授業】「土佐藩の歴史」

学 校 名：高知県立高知若草特別支援学校（高等部）

日 時：令和3年12月9日(木)
午後1時20分～2時10分

人 数：3名

講 師：横山和弘、中屋真理（当館職員）

内 容：

江戸時代における歴史を土佐藩の歴史に結びつけて説明し、高知の歴史が日本史全体の流れとどのように関わり合って展開してきたのかについて紹介した。また、武士の象徴でもあった刀の役割や構造について模造刀を用いて解説した他、実際に手にとってその重さを体感してもらった。

【出前授業】「潮江地区の歴史について調べよう！」

学 校 名：高知市立潮江南小学校 5年生

日 時：①令和4年2月1日(火)
午後2時～3時40分
②令和4年2月8日(火)
午後2時～3時40分

人 数：44名（2クラス）

講 師：横山和弘、中屋真理、水松啓太（当館職員）

内 容：

潮江南小学校では、令和4年度に開校50周年を迎えるにあたり、児童たちが潮江地区の歴史を調べ、それを発表する取り組みを進めている。その活動に対して、高知市立自由民権記念館と当館の職員が出前授業を通して、地名や石碑等の歴史を知る手がかりについて説明したり、各所に残る史跡等について紹介したりした。全3回の出前授業の内、1回目・2回目は当館が、3回目は高知市立自由民権記念館が担当した。その後、児童たちが調べ学習の成果をまとめる作業においても、助言や画像の提供等を行った。



出前授業の様子



遠隔授業の様子

〈教材の貸し出し〉

学校教育の様々な場面で活用してもらえるように、当館では教材用DVDや所蔵資料の複製品等の貸し出しを行っている。

	件数
小学校	2
中学校	2
義務教育学校	2
高等学校	1
特別支援学校	1
合計	8

〈教材シートの提供〉

博物館の周辺にある高知城や城下町のフィールドワークに役立ててもらうことを目的に、教材シートの提供を行っている。

	件数
小学校	16
中学校	13
義務教育学校	1
高等学校	1
特別支援学校	0
合計	31

〈職場体験の受け入れ〉

学校がキャリア教育の一環として実施している職場体験の受け入れをしている。資料の取り扱いや講座・催事の準備、受付業務等、博物館のさまざまな業務の体験を行っている。令和3年度は、2校（中学校1校、高等学校1校）の職場体験の申込みがあったが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、中止となった。

〈スクール・ミュージアムバス事業〉

多くの学校が博物館を訪れ、児童・生徒たちに高知の歴史や文化にふれてもらえるように、学校が博物館に来館する際のバス代等の諸経費を当館が一部補助する事業を実施している。令和3年度は、申込みのあった以下の学校を対象に実施した。

- ・いの町立枝川小学校
- ・高知市立義務教育学校 行川学園

・室戸市立吉良川中学校

*以下の2校は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、来館中止となった。

- ・四万十市立後川中学校
- ・高知県立高岡高等学校

③大学との連携・協力

〈博物館実習の受け入れ〉

大学・大学院の学芸員養成課程の必須科目である博物館実習の受け入れを行っている。

資料の保存修復、調査・整理、展示、教育普及等の学芸員の業務から博物館の運営に関する内容についての実習を実施した。

日 時：令和3年8月18日(水)～26日(木)

* 8日間

実習生：京都府立大学	4回生	1名
神戸女子大学	4回生	2名
龍谷大学	4回生	1名
岡山大学	3回生	1名



博物館実習の様子

〈インターンシップ受入れの協力〉

高知県庁が受入れを行っているインターンシップに、県庁（文化振興課）からの依頼を受け、協力を行う予定だったが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け中止となった。（高知大学1校2名）

〈大学講義への協力〉

大学の教育及び学術研究への協力として、職員の専門性や博物館施設を活用した取り組みを行っている。

①高知大学人文社会科学部

講義名：「日本近世近代史料講読Ⅰ」

講 師：渡部淳（当館職員）

②高知県立大学

講義名：「日本文化論」

講 師：渡部淳（当館職員）

④学校教育事業 普及・広報

〈学校の教員向け 博物館利用案内冊子〉

学校教育で博物館を有効的に活用してもらうことを目的に、学校の見学や出前授業等における博物館の活用方法をまとめた冊子を高知県内の各学校に配布した。



〈学校関係者向け ホームページ〉

学校教育における博物館活用の促進を目的に、学校関係者向けのホームページを作成し、適宜更新を行った。

6 地域連携

現在、高知県の各地域においては、過疎高齢化といった社会的問題や地震・津波などの自然災害により、地域の歴史資料や様々な歴史・文化資源が失われようとしている。当館では、先人たちが脈々と受け継いできた歴史と文化を後世へ継承するため、地域の住民や行政、文化施設等と連携・協力し、様々な活動に取り組んでいる。令和3年度は以下の事業を行った。

(1) 地域活動への協力

県内の諸団体が主催の歴史文化に関する学習会や行事等への協力事業を行っている。令和3年度は以下のとおり実施した。なお、「地域学実習Ⅰ」講師は、横山和弘、大保和巳、筒井聡史（いずれも当館職員）が担当した。

月	主催	協力内容	人数
8～12月	高知県立大学	「地域学実習Ⅰ」講師（3回）	49名
10～2月	佐竹音次郎に学ぶ会（四万十市）	資料調査協力（3回）	延べ24名
12月	仁淀川町教育委員会	小林勝利氏の写真展への協力	約400名

(2) 地域資料の調査

高知県の歴史や文化を後世へ継承することを目的に、各地域の歴史資料の整理保存・調査および調査成果の公開を行っている。令和3年度は以下のとおり実施した。

①佐竹音次郎関係資料

万十市出身で保育事業に尽力した佐竹音次郎に関する

資料群について、同市の「保育の父・佐竹音次郎に学ぶ会」から依頼を受け調査協力を行っている。令和3年度は、保育事業に関する帳簿類など、明治から昭和までの約150点の資料について、会員や住民参画のもと調査を行った（(1)「地域活動への協力」表内で既出）。



調査風景

②戦争関係聞き取り調査

旧満州引揚者を対象に、渡満の契機や満州での生活、引揚状況を中心とした聞き取り調査を行っている。調査には当館職員の他、崎山ひろみ氏（満州の歴史を語り継ぐ会代表）、吉尾寛氏（高知大学名誉教授）等が参加している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染状況の不安定さにより調査は中止した。

③土佐神社所蔵資料

土佐神社（高知市一宮地区、土佐国一ノ宮）所蔵資料の整理保存・調査について、同社より依頼を受け、継続して実施している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

(3) 地域研究

①『地域記録集 土佐の村々』

過疎高齢化の進行等により失われる地域の歴史の記録保存とその後世への継承、また地域の多様な歴史文化の紹介を目的として、江戸時代の村単位で地域を調査研究し「地域記録集」という冊子にまとめる活動を行っている。令和3年度は、冊子の第4号『地域記録集 土佐の村々 4 久重山村』の発刊にあたり、以下の報告会を開催した。

「地域記録集 久重山村 発刊報告会」

日 時：令和3年4月25日（日）

午後1時～4時

場 所：芸西村立芸西小学校体育館

講 師：横山和弘、高木翔太、筒井聡史（当館職員）

参加費：無料

参加人数：50名

内 容：

久重地区の関係者を対象に、冊子の掲載内容の他、久重地区の歴史や現状について、また数カ年に及んだ調査の成果や編集余話などについて紹介した。



報告会風景



調査風景

②出張講座

県内地域を会場に出張講座を実施している。この講座は、距離的な制約により当館の講座に参加できない方や地域を対象に、歴史資料等を紹介しながら地域の歴史を概説する内容で、毎年2会場で開講している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

(4) 地域歴史文化の紹介

①土佐材ワークショップ

材木の歴史の紹介や地域振興を目的として、土佐材を使った工作教室や体験コーナーを例年5月に実施していたが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

②土佐茶のふるまい

土佐の茶文化・産業の紹介を目的に、県内の茶生産事業者の協力を得て、観光客向けに土佐茶と関連商品の提供・販売を例年5月に実施していたが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

③地域散策会

地域の史跡や歴史的景観等について当館職員や地元の方が案内する催事を実施している。令和3年度は、企画展「地域展 仁淀川～流域の歴史と文化～」の関連企画として、仁淀川流域を巡る散策会(P.19「②流域散策会」参照)の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

④お城下で見る土佐国

県内文化の保存・継承および高知市中心部の活性化に協力することを目的として、高知城や商店街等を会場に、民俗芸能を実演し紹介する「お城下で見る土佐国」を毎年1回開催している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

⑤地域歴史文化展

地域の歴史文化を調査研究し、その成果を紹介する企画展の定期開催を計画している。令和3年度は「地域展 仁淀川～流域の歴史と文化～」(P.18参照)を実施した。

(5) 高知市中心市街地との連携・協力

①日曜市料理教室

日曜市で出会える食材で作る郷土料理を、実習形式で紹介する「日曜市料理教室」を開催している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

②まちゼミへの参加

高知市中心市街地の地域振興を目的として、5月と11月に高知商工会議所等の主催で「まちゼミ」という催事が行われている。まちゼミは、中心部の参加店がそれぞれの特色を活かした講座を行う催しで、当館も例年参加しているが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。

③龍馬生誕祭への参加

高知市中心街再開発協議会より同会主催の「龍馬生誕祭」への出展依頼があり、提灯づくりのワークショップを以下のとおり実施した。

日 時：令和3年11月15日(月)

午後5時～8時

場 所：高知市中央公園北入口付近

参加費：500円(材料費)

参加人数：11名



行事風景

④高知城・城下町紹介パンフレット

高知城や城下町の歴史文化を紹介する子ども向けの印刷物「高知城探検パンフレット」、「城下町探検パンフレット」を、子ども対象の催しや学校見学の際に配布した。

(6) 高知県歴史文化情報の発信・紹介

①小村データ

高知県内1000ヵ所以上に及ぶ江戸時代の村単位で、地域の歴史文化情報を検索・閲覧することができる「小村データ」を当館2階の閲覧室で公開している。

②高知県情報コーナー・城下町情報コーナー

当館1階の高知県情報コーナーにおいて、各市町村の史跡や名物、文化施設や催事の情報を映像や検索端末、印刷物により来館者に対して提供した。

また同1階の城下町情報コーナーにおいて、高知の城下町の歴史や見所、商店街や文化施設の情報を映像や検索端末、印刷物により来館者に対して提供した。

(7) 地域連携事業の普及・広報

①ホームページ・印刷物

当館ホームページ内に設けている「地域連携」のページにおいて、地域連携事業の情報発信を行った。また地域連携事業の内容を紹介したパンフレット『地域の歴史と文化の？に高知城博が答えます！』を研修会や行事の際などに配布し周知を図った。

②講習会等

外部主催の講習会や研究会などにおいて、地域連携事業の趣旨や活動事例等を紹介した。なお、講師はいずれも筒井聡史（当館職員）が担当した。

月	主催	協力内容	人数
6月29日	高知県立大学	「地域学概論」講師	130名
8月19日	高知大学	「社会教育主事講習」講師	31名
12月5日	日本ミュージアムマネジメント学会	「中・四国支部研究会」講師	16名

7 市町村文化施設連携

高知県には多彩な文化施設が存在し、規模の大小・運営の形態・取り扱う分野の違いなど千差万別で、各文化施設の課題も様々である。当館では、こうした各文化施設が有する歴史資料の調査研究の進展、成果の活用によって、各地域の文化活動の充実を図ることを目的とし、様々な活動に取り組んでいる。令和3年度は、以下の事業を行った。

(1) 市町村文化施設の諸活動に対する支援・協力

①相談窓口

市町村文化施設の資料整理・保存、調査、展示・解説など、文化施設において行われる諸分野に関する相談に対応した。情報提供や現地での共同作業のほか、当館で

は対応できない相談内容については適宜その分野の専門家を紹介するなどした。令和3年度は、地域資料の受け入れ及び調査整理に関するものや文化施設の展示環境設備に関するもの等22件の相談が寄せられた。また、相談内容によっては、現地へ赴き資料調査や講座の開催等の活動協力を行った。

〈活動協力〉

月	主催	協力内容
5・10月	いの町紙の博物館	展示室・収蔵庫等の改善について相談があり、現地を視察し意見交換を行った。
5・9月	大豊町教育委員会	町内旧家から発見された古文書・書籍等の資料保存について相談があり、現地調査及び資料整理に協力した。
6～2月	四万十町教育委員会	四万十町の歴史文化に関する調査・研究・学習活動について相談があった。関連行事として、歴史講座（全8回）を開催。（古文書講座全5回、ワークショップ全2回、見学会全1回） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため全8回のところ、2回目以降中止となった。
7～3月	創造広場アクトランド	未整理の収蔵資料について目録作成の相談があり、資料整理と基礎調査の助言を行った。（10・2月合同調査）

②所蔵資料目録編成への協力

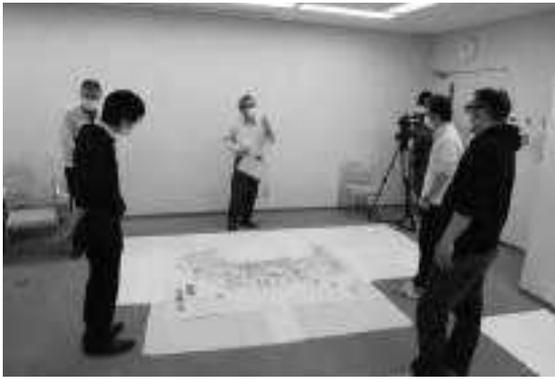
学芸員の不在や担当職員の不足など諸事情により、収蔵資料目録が刊行されていない施設を対象として、歴史資料目録の刊行に協力した。

①中岡慎太郎館（北川村）

対象：利岡家文書（1,265件）
期間：令和元年より2ヶ年（令和3年度刊行）
内容：令和3年度は、目録刊行に向けた原稿の作成、校正作業等に協力した。

②四万十市郷土博物館（四万十市）

対象：歴史資料の悉皆目録編成支援（1,572件）
期間：令和元年度より3ヶ年（令和3年度刊行）
内容：令和3年度は、基礎カードの補充調査及び編成作業を行い、資料情報のデータ化と目録刊行に向けた原稿の作成、校正作業等に協力した。



調査風景

10回の講座を実施し、文化施設の諸活動に必要な技術や知識について実習を含め紹介した。令和3年度は、室戸市・高知市・須崎市で開催した。



講座風景

(2) 市町村文化施設で活用できる専門情報の集約・提供

①高知に関する研究一覧刊行

明治以降に発表された高知に関する研究・文献情報を網羅的に収集する事業。明治元年～平成30年までの情報はデータベースで順次公開していく予定。令和元年度以降については、年毎に目録として刊行予定。令和3年度は、公開及び刊行に向けた情報収集、データ化作業を進めると共に、明治元年～平成30年までの「高知に関する研究・文献目録データベース」の公開を当館ホームページ上で開始した。また、『高知に関する研究・文献目録(歴史・考古・民俗) - 令和二年度 -』を刊行した。



データベース公開画面

①東部会場

会 場：室戸市役所3階(室戸市)

会 期：毎月第3土曜(全10回)

登録者：9名

※昨年度より継続して第6回以降の題目の開催を検討したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため全て中止、代替として講座資料をまとめた教材を配布した。

②中部会場

会 場：高知県立高知城歴史博物館1階

会 期：毎月第1土曜(全10回)

登録者：15名

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全10回開催のところ一部題目を統合し、6回開催した。

③西部会場

会 場：交流ひろばすさき1階(須崎市)

会 期：毎月第4日曜(全10回)

登録者：9名

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全10回開催のところ一部題目を統合し、9回開催した。

②資料集作成

文化施設で広く利用される歴史資料を活字化し刊行するための事業。令和3年度は、引き続き編集方針の検討及び情報収集を行った。

(3) 資料情報の共有化と公開

文化施設活動の活性化を目的として、県内の資料情報を一元化し公開する事業。令和3年度は、県内文化施設発刊の目録情報の悉皆調査を進めると共に、情報のデータ化作業を行った。また、情報共有化に向けたシステム構築を行い、情報公開のためのデータベース作成に着手した。

(4) 地域の文化施設活動に関わる人材の育成

①地域学芸員養成講座

市町村文化施設における協力者を養成することを目的とし、高知県内3箇所(東部・中部・西部)において全

〈養成講座題目一覧〉

	題目	内容
1	オリエンテーション	博物館略史や関連法規、高知県内外の博物館の現状と課題
2	資料保存	資料を劣化から守るための知識と資料梱包技術
3	資料調査	調査カードの採録と資料の撮影方法
4	資料取扱	古文書のたたみ方や、紐の結び方など資料取扱の基礎
5	公開(展示)	資料キャプションの作成方法と展示準備に必要な郷土史の調べ方
6	普及	博物館が行う生涯学習と学校教育の現状と課題
7	広報	博物館情報を発信するための広報戦略
8	総括	全体のまとめと復習
通年	古文書	資料調査に役立つ古文書の読み方の基礎と応用

(5) こうちミュージアムネットワークの事務局担当

県内の「文化」に関係する団体・個人約80機関が所属する県内最大の文化ネットワーク「こうちミュージアムネットワーク」の事務局を担当し、庶務・経理事務にあたった。また、高知県地域観光課より依頼を受け、令和3年4月より「リョーマの休日」関連企画『廃藩置県150年』(主催:こうちミュージアムネットワーク)を開始し、巡回講座(県内6会場)の開催等に当たっては、その連絡調整事務を担当した。



チラシ

8 広報

高知城歴史博物館の事業は、保存、調査研究、展示公開、教育普及、さらには地域振興・観光振興への寄与と多岐に渡り、当館はこれに基づいて様々な事業を展開している。広報は、これらの活動に関する情報を特に利用者拡大の視点から横断的かつ統一的に発信するとともに、博物館活動の周知とその社会的意義に対する認知向上、理解向上を促進するために広報活動に取り組んでいる。

令和3年度は以下のような活動を中心に事業を行った。

(1) 広報

自主媒体による広報としては、企画展や講座・催し物ごとに制作するポスター・チラシの配布、パンフレットおよび年間スケジュールリーフレットの発行、広報紙「城博ニュース」の定期発行、また、ホームページおよびSNSを活用した情報発信を行っている。メディア向けには、主に展示や講座・行事等の開催にあわせてプレスリリースを行い、随時取材対応、各種媒体への情報提供を行っている。

①情報誌「城博ニュース」の発行

企画展や講座・催し等の開催情報のほか、山内家資料の魅力や博物館の様々な活動を紹介する目的で定期的に発行している。



令和3年6月30日発行



令和3年9月14日発行



令和3年11月26日発行



令和4年1月26日発行

②広報ツールの発行

博物館紹介パンフレット、年間スケジュールリーフレットを発行し、年間を通して活用している。また、広報イベントを開催する際にはチラシ等も制作し、広報を行っている。



博物館紹介パンフレット



年間スケジュールリーフレット



開館5周年
「城博の日」チラシ

【SNS等】

Twitter、facebook、Instagramを運用し、各種お知らせや展示・催し物等の開催情報の発信、展示の見どころや博物館の活動紹介などを随時発信し、広報に活用している。

また、Youtubeも運用し、SNSと連携しながら随時動画コンテンツを公開している。令和3年度は、臨時休館により会期中で終了した企画展「地域展 仁淀川」の展示解説動画、博物館活動の紹介動画「大切な歴史文化を未来へ伝え、地域とともに歩いていく」等を公開した。



企画展「地域展 仁淀川」の
展示解説動画 (YouTube)



博物館活動の紹介動画
(YouTube)

③ホームページおよびSNS等の運用

【ホームページ】

ホームページでは、利用案内や施設案内などの基本情報を掲載しているほか、各種お知らせ、展示や講座・催し物の開催情報等を随時更新している。またピックアップ（コラム）ページでは、収蔵資料の紹介や土佐藩の歴史文化に関連する記事を公開している。



ホームページのトップ画面（一部）

④メディア対応

企画展や行事等の開催にあわせて各種メディアへのプレスリリース（告知・取材依頼）を行い、随時事業担当者と協力して取材対応や情報提供等を行った。

また、高知県内での周知を目的に、県発行の広報誌に加えて、県内各市町村が発行する自治体広報誌への情報掲載依頼も定期的に行った。

(主な放送・掲載実績)

●館全体

掲載・放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
4月1日	雑誌	トサコレ! 2021	(公財)高知県観光コンベンション協会	施設紹介
4月1日	雑誌	田舎まるごとガイドRural高知	高知県観光振興部地域観光課	施設紹介
4月22日	雑誌	るるぶ四国'22	株式会社JTBパブリッシング	施設紹介
6月25日	雑誌	ほっとこうち7月号Vol.292	株式会社ほっとこうち	施設紹介
7月1日	雑誌	こうち探検ミュージアム 7・8月号	株式会社高知アドブレン	施設紹介
7月26日	雑誌	『think++ magazine No.03』	株式会社日本設計	博物館建築紹介
8月6日	雑誌	刀剣画報 歴史探訪MOOKシリーズ	株式会社ホビージャパン	収蔵資料紹介
8月27日	雑誌	別冊 旅の手帖 四国	交通新聞社	施設紹介
9月7日	雑誌	女性自身	光文社	喫茶紹介
9月20日	テレビ	日本最強の城スペシャル第9弾	NHK	施設紹介
9月28日	新聞	高知新聞	高知新聞社	再開館について
10月1日	雑誌	「デスティネーションキャン ペーン四国くるり旅」	JTB 国内旅行企画 西日本事 業部	施設紹介
10月5日	テレビ	eye+スーパー	RKC 高知放送	開館の様子
10月6日	WEB	縁結び大学	株式会社ネクストレベル	施設紹介
1月18日	新聞	高知新聞(学芸「文化消息」)	高知新聞社	募集案内
1月29日	テレビ	kochi on TV!! 「ぐるゆら」	高知ケーブルテレビ	キャンペーン紹介
1月31日	雑誌	『まっふるドライブ関西・中国・ 四国』	昭文社	施設紹介
2月7日	雑誌	『るるぶ高知 四万十'23』	株式会社JTBパブリッシャーズ	施設紹介
3月1日	雑誌	『こうちじん2022』	(公財)高知県観光コンベンション協会	施設紹介
3月10日	雑誌	旅の手帖4月号	交通新聞社	施設案内
3月15日	雑誌	まっふる四国23'	株式会社昭文社	施設紹介
3月23日	WEB	おでかけガイド (首都圏、四国、九州を含む)	JR 西日本	施設紹介

●「よみがえる山内家資料の美と歴史」

掲載・放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
4月1日	広報誌	さんSUN高知4月号	高知県広報広聴課	開催情報
4月1日	その他	NEXCO西日本SA デジタルサイネージ	(公財)高知県観光コンベンション協会	開催情報
4月1日	雑誌	リョーマの休日 公式ガイド	(公財)高知県観光コンベンション協会	開催情報
4月1日	広報誌	広報いの4月号	いの町	開催情報
4月1日	広報誌	広報むろと4月号	室戸市	開催情報
4月1日	広報誌	広報によどがわ4月号	仁淀川町	開催情報
4月1日	広報誌	広報おおつき4月号	大月町	開催情報
4月1日	WEB	ほっとこうちWEB	株式会社 ほっとこうち	開催情報
4月3日 他	新聞	高知新聞(こみゅっと)	高知新聞社	開催情報
4月7日	新聞	高知新聞	高知新聞社	取材
4月10日	雑誌	旅の手帖5月号	交通新聞社	開催情報
4月13日	新聞	高知新聞	高知新聞社	開催情報
4月19日	テレビ	からふる	KUTV テレビ高知	取材

掲載・放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
4月20日	新聞	朝日新聞(インフォ高知)	朝日新聞社	開催情報
4月20日	広報誌	広報ゆすはら4月号	梶原町役場	開催情報
4月27日	新聞	インフォ高知	朝日新聞社	開催情報
5月1日	広報誌	広報さかわ5月号	佐川町役場 チーム佐川推進課	開催情報
5月1日	広報誌	広報たの第380号	田野町教育委員会事務局	開催情報
5月4日	新聞	高知新聞 〔「こみゅっとピックアップ」〕	高知新聞社	開催情報

●特別展示「ジョーハク 刀剣 強化月間 第1弾」

掲載・放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
4月8日	新聞	高知新聞	高知新聞社	開催情報
4月8日	新聞	ミリカ4月号	高知新聞社	開催情報
4月16日	テレビ	こうちいちばん	NHK 高知放送局	取材
4月21日	新聞	高知新聞	高知新聞社	取材
4月29日	新聞	インフォ高知	朝日新聞社	開催情報
4月30日 他	新聞	高知新聞〔「Event infomation」〕	高知新聞社	開催情報
5月1日	広報誌	さんSUN高知5月号	高知県広報広聴課	開催情報
5月1日	広報誌	広報なんこく5月号	南国市広報委員会事務局・ 企画課秘書広報係	開催情報
5月1日	広報誌	広報いの5月号	いの町	開催情報
5月1日	広報誌	広報あき5月号	安芸市総務課	開催情報
5月1日	広報誌	広報すさき5月号	須崎市	開催情報
5月1日	広報誌	広報ひだか5月号	日高村役場	開催情報
5月1日	広報誌	広報つのちょう5月号	津野町	開催情報
5月1日	広報誌	広報むろと5月号	室戸市	開催情報
5月1日	広報誌	広報なかとさ5月号	中土佐町	開催情報
5月13日	ラジオ	Hi-Six Radio JAM (高知県からのお知らせ)	株式会社エフエム高知	開催情報
5月15日	ラジオ	あさドレッ!わいど (高知県からのお知らせ)	RKC 高知放送	開催情報
5月15日	新聞	高知新聞〔「こみゅっと」〕	高知新聞社	開催情報
5月18日	新聞	インフォ高知	朝日新聞社	開催情報
6月4日	新聞	高知新聞 〔「こみゅっとピックアップ」〕	高知新聞社	開催情報
8月1日	広報誌	広報なかとさ8月号	中土佐町	開催情報

●企画展「地域展 仁淀川」

掲載・放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
6月1日	広報誌	さんSUN高知6月号	高知県広報広聴課	開催情報
6月1日	広報誌	広報ひだか6月号	日高村役場	開催情報
6月1日	広報誌	広報すくも6月号	宿毛市	開催情報
6月1日	広報誌	広報すさき6月号	須崎市	開催情報
6月1日	広報誌	広報なかとさ6月号	中土佐町	開催情報
6月1日	広報誌	広報香美6月号 No.184	香美市広報委員会	開催情報
6月1日	広報誌	広報あき6月号	安芸市総務課	開催情報
6月1日	広報誌	広報いの6月号	いの町	開催情報
6月1日	広報誌	広報によど川6月号 No.191	仁淀川町	開催情報
6月1日	広報誌	広報土佐6月号 No.642	土佐市	開催情報
6月10日 他	新聞	高知新聞〔「こみゅっと」〕	高知新聞社	開催情報
6月10日	新聞	ミリカ6月号	高知新聞社	開催情報
6月17日	新聞	インフォ高知	朝日新聞社	開催情報

掲載・放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
6月20日	広報誌	「広報ゆすはら」令和3年6月号	梶原町役場	開催情報
6月21日	ラジオ	あさドレッ！わいど (エコ・ECOアラカルト)	RKC 高知放送	開催情報
6月25日	テレビ	こうちいちばん	NHK 高知	取材
6月26日	テレビ	Kochi on TV! (エンジョイecoライフ!)	高知ケーブルテレビ	開催情報
6月27日	新聞	朝日新聞地域面「高知」	朝日新聞社	開催情報
6月29日	新聞	インフォ高知	朝日新聞社	開催情報
7月1日	広報誌	さんSUN高知7月号	高知県広報広聴課	開催情報
7月1日～ 7月31日	WEB	NEXCO西日本 観光イベント 情報	西日本高速道路株式会社	開催情報
7月1日～ 7月2日	テレビ	Kochi on TV! (エンジョイecoライフ!)	高知ケーブルテレビ	開催情報
7月1日	新聞	高知新聞学芸	高知新聞社	開催情報
7月1日	広報誌	広報ひだか7月号	日高村役場	開催情報
7月1日	広報誌	広報によど川7月号 No.192	仁淀川町	開催情報
7月1日	広報誌	広報しまんと7 No.195	四万十市	開催情報
7月1日	広報誌	広報しまんと7 No.195	四万十市	開催情報
7月1日	広報誌	広報しまんと7 No.195	四万十市	開催情報
7月1日	広報誌	ゆとりすと7月号 通巻315号	大豊町	開催情報
7月4日	ラジオ	中四国ライブネット 高知発 「ラジオで散策！仁淀ブルー」	RKC 高知放送	開催情報
7月15日	ラジオ	ステーションらんでぶー	株式会社エフエム高知	開催情報
7月16日	ラジオ	あさドレッ！わいど (高知県からのお知らせ)	RKC 高知放送	開催情報
7月17日	新聞	読売新聞	読売新聞社	開催情報
7月20日	新聞	インフォ高知	朝日新聞社	開催情報
7月20日	広報誌	広報ゆすはら7月号	梶原町役場	開催情報
7月20日	広報誌	広報ゆすはら7月号	梶原町役場	開催情報
7月20日	広報誌	広報ゆすはら7月号	梶原町役場	開催情報
7月1日～ 9月5日	ラジオ	FMラジオ 交通情報・天気予 報・お知らせ	NHK 松山放送局	開催情報
8月1日	広報誌	さんSUN 高知8月号	高知県広報広聴課	開催情報
8月1日	広報誌	広報むろと8月号	室戸市	開催情報
8月1日	広報誌	広報さかわ8月号	佐川町役場 チーム佐川推進課	開催情報
8月1日	広報誌	広報いの8月号	いの町	開催情報
8月1日	広報誌	広報すくも8月号	宿毛市	開催情報
8月1日	広報誌	広報おち8月号第602号	越知町企画課	開催情報
8月10日	新聞	インフォ高知	朝日新聞社	開催情報
8月10日	新聞	毎日新聞	毎日新聞社	開催情報
8月16日	WEB	ほっとこうち WEB イベント	株式会社 ほっとこうち	開催情報
8月17日	新聞	高知新聞 ('こみゅっとピックアップ')	高知新聞社	開催情報
8月19日	WEB	高知さんさんテレビ HP ニュース	高知さんさんテレビ	開催情報

●特別展示「ジョーハク 刀剣 強化月間 第2弾」

掲載・放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
7月1日 他	新聞	高知新聞('こみゅっと')	高知新聞社	開催情報
7月24日	新聞	高知新聞 ('こみゅっとピックアップ')	高知新聞社	開催情報

掲載・放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
8月1日	広報誌	広報むろと8月号	室戸市	開催情報
8月1日	広報誌	広報さかわ8月号	佐川町役場 チーム佐川推進課	開催情報
8月1日	広報誌	広報いの8月号	いの町	開催情報
8月1日	広報誌	広報すくも8月号	宿毛市	開催情報
8月16日	WEB	ほっとうちWEB イベント	株式会社 ほっとうち	開催情報

●企画展「藩が消えた日」

掲載・放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
9月1日	広報誌	さんSUN高知9月号	高知県広報広聴課	開催情報
9月1日	広報誌	広報によど川9月号 No.194	仁淀川町	開催情報
9月1日	広報誌	広報によど川9月号 No.194	仁淀川町	関連行事情報
9月1日	広報誌	広報あき9月号	安芸市総務課	開催情報
9月1日	広報誌	広報いの9月号	いの町	開催情報
9月1日	広報誌	広報いの9月号	いの町	関連行事情報
9月1日	広報誌	広報香美9月号 No.187	香美市広報委員会	開催情報
9月1日	広報誌	広報土佐9月号	土佐市	開催情報
9月1日	広報誌	広報土佐9月号	土佐市	関連行事情報
9月8日	WEB	ほっとうち WEB	株式会社ほっとうち	開催情報
9月23日	ラジオ	あさドレっ！わいど	高知放送ラジオ制作部	開催情報（学芸員出演）
9月25日	雑誌	季刊高知	株式会社クリケット	開催情報
9月25日	広報誌	広報たの第383号	田野町役場総務課	開催情報
9月25日	広報誌	広報たの第383号	田野町役場総務課	関連行事情報
9月26日 他	新聞	高知新聞（「Event infomation」）	高知新聞社	開催情報
9月27日	テレビ	こうちいちばん	NHK 高知放送局	開催情報（学芸員出演）
9月27日	テレビ	こうち eye	RKC 高知放送	開催情報（学芸員出演）
9月28日 他	新聞	高知新聞（「こみゅっと」）	高知新聞社	開催情報
9月30日	テレビ	からふる	KUTV テレビ高知	開催情報（学芸員出演）
10月1日	広報誌	さん SUN 高知 10月号	高知県広報広聴課	開催情報
10月1日	広報誌	広報ひだか 10月号	日高村役場	開催情報
10月1日	広報誌	広報ひだか 10月号	日高村役場	関連行事情報
10月1日	広報誌	ゆとりすと 10月号 通巻 318号	大豊町	開催情報
10月1日	広報誌	広報しまんと 10 No.198	四万十市	開催情報
10月1日	広報誌	広報すくも 10月号	宿毛市	開催情報
10月1日	広報誌	広報すくも 10月号	宿毛市	関連行事情報
10月1日	広報誌	広報あき 10月号	安芸市総務課	開催情報
10月1日	広報誌	広報あき 10月号	安芸市総務課	関連行事情報
10月1日	広報誌	広報香美 10月号 No.185	香美市広報委員会	開催情報
10月3日	新聞	高知新聞 （テレビ番組表 バナー）	高知新聞社	開催情報
10月4日	新聞	高知新聞（学芸）	高知新聞社	開催情報
10月5日	テレビ	eye + スーパー	RKC 高知放送	開催情報
10月8日	WEB	高知県ホームページ 県政150年	高知県 文化生活スポーツ部 文化振興課	開催情報
10月19日	新聞	朝日新聞（地域「告知板」）	朝日新聞社	開催情報
10月19日	新聞	高知新聞（「こみゅっと」）	高知新聞社	開催情報
10月21日	新聞	四国新聞 （「週刊アート情報 木曜倶楽部」）	四国新聞社	開催情報
10月26日	新聞	朝日新聞（インフォ高知）	朝日新聞社	開催情報
10月28日	新聞	K+ 10月号	高知新聞社	開催情報
11月1日	広報誌	さん SUN 高知 11月号	高知県広報広聴課	開催情報
11月1日	広報誌	広報さかわ 11月号	佐川町役場 チーム佐川推進課	開催情報
11月1日	広報誌	広報さかわ 11月号	佐川町役場 チーム佐川推進課	関連行事情報

掲載・放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
11月1日	広報誌	広報すさき11月号	須崎市	開催情報
11月1日	広報誌	広報いの11月号	いの町	開催情報
11月1日	広報誌	広報香美11月号 No.189	香美市広報委員会	開催情報
11月6日	テレビ	News ジェニック	KSB 瀬戸内海放送	開催情報
11月7日	新聞	毎日新聞	毎日新聞社	開催情報
11月17日	テレビ	県民ニュース	KUTV テレビ高知	開催情報
11月18日	テレビ	プライムこうち (「知っとく高知県」)	高知さんさんテレビ	開催情報
11月23日	新聞	朝日新聞(地域「インフォ高知」)	朝日新聞社	開催情報

●企画展「おいしい土佐藩」

掲載・放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
12月1日	広報誌	さんSUN高知12月号	高知県広報広聴課	開催情報
12月1日	広報誌	広報ひだか12月号	日高村役場	開催情報
12月1日	広報誌	広報げいせい2021 12月号 No.245	芸西村役場 企画振興課	開催情報
12月1日	広報誌	広報さかわ12月号	佐川町役場 チーム佐川推進課	開催情報
12月1日	広報誌	広報しまんと12 No.200	四万十市	開催情報
12月1日	広報誌	広報すくも12月号 No.653	宿毛市	開催情報
12月1日	広報誌	広報あき12月号	安芸市総務課	開催情報
12月1日	広報誌	広報いの12月号	いの町	開催情報
12月1日	広報誌	広報香美12月号 No.190	香美市広報委員会	開催情報
12月20日	広報誌	広報なかとさ12月号	中土佐町	開催情報
12月21日 他	新聞	高知新聞(「Event infomation」)	高知新聞社	開催情報
12月22日	WEB	「旅行・観光」 おすすめ情報(東日本エリア)	JR 東日本	開催情報
12月22日	WEB	「おでかけガイド」 (首都圏、四国、九州含む)	JR 西日本	開催情報
12月22日	WEB	「じゃらんnet」観光ガイド (スマホアプリ)	株式会社リクルート	開催情報
12月22日	WEB	「WESTER」	JR 西日本	開催情報
12月22日	WEB	全日空スマホアプリ	全日空	開催情報
12月27日	雑誌	西 Navi	JR 西日本	開催情報
12月31日	新聞	朝日新聞 (「地域(高知) 新春ガイド」)	朝日新聞社	開催情報
1月1日	広報誌	さんSUN高知1月号	高知県広報広聴課	開催情報
1月1日	広報誌	ゆとりすと1月号 通巻321号	大豊町	開催情報
1月1日	広報誌	広報たの 第386号	田野町役場総務課	開催情報
1月1日	広報誌	広報さかわ1月号	佐川町役場 チーム佐川推進課	開催情報
1月1日	広報誌	広報すさき1月号	須崎市	開催情報
1月1日	広報誌	広報いの1月号	いの町	開催情報
1月1日	広報誌	広報香美1月号 No.191	香美市広報委員会	開催情報
1月1日	その他	四国SA・PA デジタルポスター 「イベント情報」	(公財)高知県観光コンベンション協会	開催情報
1月1日	WEB	NEXCO 西日本 WEB サイト	(公財)高知県観光コンベンション協会	開催情報
1月5日	テレビ	からふる	KUTV テレビ高知	開催情報
1月6日	テレビ	こうち eye	RKC 高知放送	開催情報
1月11日	テレビ	PRIME こうち	高知さんさんテレビ	開催情報
1月13日	ラジオ	「高知県からのお知らせ」	エフエム高知	開催情報
1月14日	テレビ	こうちいちばん	NHK 高知放送局	開催情報
1月15日	ラジオ	「高知県からのお知らせ」	RKC 高知放送	開催情報

掲載・放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
1月20日	新聞	高知新聞 (1面「小社会」)	高知新聞社	記事内紹介
1月22日	新聞	高知新聞 (「学芸」)	高知新聞社	開催情報
1月22日	WEB	—	共同通信社	取材
1月25日	雑誌	地域みっちゃく生活情報誌 こじゃんと	朝日エリアコム株式会社	開催情報
1月27日	新聞	朝日新聞 (「インフォ高知」)	朝日新聞社	開催情報
1月28日	テレビ	RKC 伝言板	RKC 高知放送	開催情報
1月29日	テレビ	kochi on TV!! 「ぐるゆら」	高知ケーブルテレビ	開催情報
2月1日	広報誌	さん SUN 高知 2月号	高知県広報広聴課	開催情報
2月1日	広報誌	広報ひだか 2月号	日高村役場	開催情報
2月1日	広報誌	広報ひだか 2月号	日高村役場	開催情報
2月1日	広報誌	広報ひだか 2月号	日高村役場	関連行事情報
2月1日	広報誌	広報げいせい2022 2月号No.246	芸西村役場 企画振興課	開催情報
2月1日	広報誌	広報げいせい2022 2月号No.246	芸西村役場 企画振興課	関連行事情報
2月1日	広報誌	広報げいせい2022 2月号No.246	芸西村役場 企画振興課	関連行事情報
2月1日	広報誌	広報すさき 2月号	須崎市	開催情報
2月1日	広報誌	広報すさき 2月号	須崎市	関連行事情報
2月1日	広報誌	広報すくも 2月号 No.655	宿毛市	開催情報
2月1日	広報誌	広報いの 2月号	いの町	開催情報
2月1日	広報誌	広報いの 2月号	いの町	関連行事情報
2月1日	広報誌	広報いの 2月号	いの町	関連行事情報
2月1日	広報誌	広報みはら 2月号	三原村役場総務課	開催情報
2月1日	広報誌	広報おおつき 令和4年2月号 No.286	大月町	開催情報
2月1日	テレビ	ホットインフォメーション	KUTV テレビ高知	開催情報
2月6日	ラジオ	中四国ライブネット	RKC 高知放送	開催情報
2月8日	新聞	朝日新聞 (「インフォ高知」)	朝日新聞社	開催情報
2月8日	WEB	毎日新聞	毎日新聞社	開催情報
2月10日	新聞	朝日新聞 (「インフォ高知」)	朝日新聞社	開催情報
2月25日	雑誌	『ホットペッパー』	リクルート	開催情報
3月1日	広報誌	さん SUN 高知 3月号	高知県広報広聴課	開催情報

●企画展「土佐のやきもの 尾戸焼」

掲載・放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
3月1日	広報誌	広報もとやま第226号 2022年3月号	本山町	開催情報
3月1日	広報誌	広報たの第388号	田野町役場総務課	開催情報
3月1日	広報誌	広報さかわ3月号	佐川町役場 チーム佐川推進課	開催情報
3月1日	広報誌	広報あき3月号	安芸市総務課	開催情報
3月1日	雑誌	淡交 令和4年3月号	株式会社淡交社	開催情報
3月10日	新聞	高知新聞 (「こみゆっと」)	高知新聞社	開催情報
3月10日	新聞	ミリカ3月号	高知新聞社	開催情報
3月17日	新聞	朝日新聞 (「インフォ高知」)	朝日新聞社	開催情報
3月17日	新聞	高知新聞 (「テレビ番組欄」)	高知新聞社	開催情報
3月17日	新聞	高知新聞 (「こみゆっと あす開催・開幕」)	高知新聞社	開催情報
3月17日	ラジオ	RKC ラジオ	RKC 高知放送	開催情報
3月18日	新聞	高知新聞 (「こみゆっと」)	高知新聞社	開催情報
3月18日	テレビ	プライムこうち (「ニュース」)	高知さんさんテレビ	開催情報
3月18日	テレビ	からふる	KUTV テレビ高知	開催情報
3月19日	テレビ	こうち eye	RKC 高知放送	開催情報
3月20日	広報誌	広報なかとさ3月号	中土佐町	開催情報

掲載・放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
3月20日	広報誌	広報ゆすはら3月号 No.765号	梶原町役場	開催情報
3月28日	新聞	毎日新聞	毎日新聞社	開催情報

●教育普及

掲載・放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
7月1日	WEB	こうちプレマnet - 出産・育児応援サイト =	高知県子ども・子育て支援課	博物館クイズラリー
7月1日	WEB	こうちプレマnet - 出産・育児応援サイト =	高知県子ども・子育て支援課	やまびよん音声ガイド
7月6日	新聞	高知新聞(「こみゅっと」)	高知新聞社	探検! 発見! 高知城
7月6日	新聞	高知新聞(「こみゅっと」)	高知新聞社	夏休み工作教室
7月7日~	WEB	高知の子育てウェブメディア ココハレ	高知新聞社 ココハレ編集部	探検! 発見! 高知城
7月7日~	WEB	高知の子育てウェブメディア ココハレ	高知新聞社 ココハレ編集部	博物館クイズラリー
7月8日	新聞	ミリカ7月号	高知新聞社	夏休みクイズラリー
7月8日	新聞	毎日新聞	毎日新聞社	探検! 発見! 高知城
7月13日	新聞	高知新聞(「こみゅっと」)	高知新聞社	博物館クイズラリー
7月20日	新聞	高知新聞(「こみゅっと」)	高知新聞社	やまびよん音声ガイド
7月22日	新聞	高知新聞(「こみゅっと」)	高知新聞社	保存・修復講座
7月22日	テレビ	からふる	KUTV テレビ高知	探検! 発見! 高知城
7月27日	新聞	高知新聞(「こみゅっと」)	高知新聞社	博物館クイズラリー
7月31日	テレビ	こうちいちばん	NHK 高知	夏休み工作教室
8月1日	広報誌	広報むろと8月号	室戸市	博物館クイズラリー
8月1日	広報誌	広報さかわ8月号	佐川町役場 チーム佐川推進課	博物館クイズラリー
8月1日	広報誌	広報いの8月号	いの町	博物館クイズラリー
8月1日	広報誌	広報すくも8月号	宿毛市	博物館クイズラリー
8月7日	新聞	高知新聞(「こみゅっと」)	高知新聞社	博物館クイズラリー
8月17日	新聞	高知新聞(「こみゅっと」)	高知新聞社	やまびよん音声ガイド
9月8日	WEB	ほっとこうち WEB	株式会社ほっとこうち	お月見の会 城博で楽しむ雅楽の調べ
9月15日	WEB	高知の子育てウェブメディア ココハレ	高知新聞社 ココハレ編集部	みる・きく・さわる~城下町 にたんけんのでかけよう!
9月29日	WEB	ほっとこうち WEB	株式会社ほっとこうち	みる・きく・さわる~城下町 にたんけんのでかけよう!
10月1日	広報誌	広報ひだか 10月号	日高村役場	お月見の会 城博で楽しむ雅楽の調べ
10月1日	広報誌	ゆとりすと10月号 通巻318号	大豊町	お月見の会 城博で楽しむ雅楽の調べ
10月1日	WEB	こうちプレマnet - 出産・育児応援サイト =	高知県子ども・子育て支援課	お月見の会 城博で楽しむ雅楽の調べ
10月1日	広報誌	広報香美10月号 No.185	香美市広報委員会	お月見の会 城博で楽しむ雅楽の調べ
10月1日	広報誌	広報土佐10月号	土佐市	お月見の会 城博で楽しむ雅楽の調べ
10月7日	新聞	高知新聞(「こみゅっと」)	高知新聞社	お月見の会 城博で楽しむ雅楽の調べ
10月14日	新聞	高知新聞(「こみゅっと」)	高知新聞社	お月見の会 城博で楽しむ雅楽の調べ
3月25日	WEB	こうちプレマnet - 出産・育児応援サイト =	高知県子ども・子育て支援課	博物館クイズラリー

掲載・放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
3月25日	WEB	こうちプレマnet - 出産・育児応援サイト =	高知県子ども・子育て支援課	さわってみよう！ 体験コーナー
3月25日	WEB	こうちプレマnet - 出産・育児応援サイト =	高知県子ども・子育て支援課	博物館バックヤードツアー

●地域連携

掲載・放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
4月17日(土)	新聞	高知新聞	高知新聞社	地域資料調査 (土佐清水市、学校資料)
4月26日(月)	テレビ	高知eye	RKC 高知放送	地域研究 (芸西村)
4月27日(火)	新聞	高知新聞	高知新聞社	地域資料調査 (土佐清水市、学校資料)
5月3日(月)	新聞	読売新聞(地域)	読売新聞社	地域研究 (芸西村)
5月29日(土)	新聞	高知新聞	高知新聞社	高知に関する研究一覧刊行
11月9日(火)	新聞	高知新聞(「こうちワイド」)	高知新聞社	お城下文化の日イベント

●イベント

掲載・放送日	媒体種類	番組・媒体名	発行・制作会社等	内容
2月1日(火)	WEB	こうちプレマnet - 出産・育児応援サイト =	高知県子ども・子育て支援課	開館5周年「城博の日」
2月1日(火)	広報誌	広報すさき2月号	須崎市	開館5周年「城博の日」
2月5日(土)	新聞	高知新聞(「こみゅっと」)	高知新聞社	開館5周年 特別公開 土佐藩主山内家墓所
2月8日(火)	新聞	高知新聞(「こみゅっと」)	高知新聞社	開館5周年記念講座 国絵図の世界～導入展示 「土佐国絵図」の楽しみ方～
2月10日(木)	新聞	ミリカ 2月号	高知新聞社	開館5周年「城博の日」
2月28日(月)	WEB	高知の子育て応援ウェブメディア ココハレ	高知新聞社	開館5周年「城博の日」
3月1日(火)	広報誌	ゆとりすと3月号 通巻323号	大豊町	開館5周年「城博の日」
3月1日(火)	広報誌	広報あき3月号	安芸市総務課	開館5周年「城博の日」
3月2日(水)	WEB	ほっとこうち WEB	株式会社 ほっとこうち	開館5周年「城博の日」
3月3日(木)	新聞	朝日新聞 (「インフォ高知」)	朝日新聞社	開館5周年「城博の日」
3月4日(金)	新聞	高知新聞 (「とさとピ」)	高知新聞社	開館5周年「城博の日」
3月5日(土)	テレビ	ニュース	NHK 高知放送局	開館5周年「城博の日」

⑤出張広報活動

県民へのPRを目的に外部イベント等に参加している。令和3年度は高知市中心街再開発協議会主催で高知市中央公園を会場に開催された「龍馬生誕祭2021」(11月)にブース参加した。(P31「龍馬生誕祭への参加」参照)

(2) 宣伝・広告

テレビCMや各種広告等を展開し、博物館の認知向上、誘客促進に取り組んでいる。令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑みながら、企画展毎にテレビ・ラジオCM、新聞広告、各種WEB広告、また中心商店街でのバナー広告等を実施した。令和3年度は主に下記のような広告等を実施した。

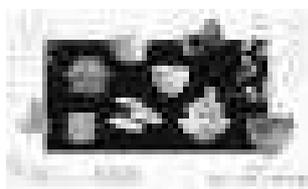
①テレビCM



企画展「藩が消えた日」CM
(令和3年10月1日～10月24日)



企画展「おいしい土佐藩」CM
(令和4年1月1日～7日)



企画展「土佐のやきもの 尾戸焼」
(令和4年3月18日～31日)

② WEB 広告



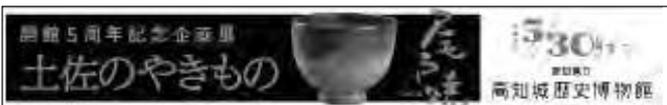
企画展「地域展 仁淀川」
WEBバナー広告
(令和3年8月1日～8月15日)



企画展「藩が消えた日」WEBバナー広告
(令和3年10月1日～10月31日)



企画展「おいしい土佐藩」
WEBバナー広告
(令和3年12月28日～1月31日)



企画展「土佐のやきもの 尾戸焼」WEBバナー広告
(令和4年3月18日～3月31日)

③中心商店街バナー広告



帯屋町アーケード広告
(令和3年9月17日～10月17日)



帯屋町アーケード広告
(令和3年12月24日～令和4年1月23日)

(3) 誘客の取組

【記念スタンプの設置】

開館5周年「城博の日」イベントにあわせて、完成すると記念絵はがきになる重ね捺しスタンプを高知城展望ロビーに追加設置した。同スタンプは、記念イベント終了後も常設している。

【観光客の誘客】

観光客等の誘客の取組として、随時旅行会社等へのP

Rや旅行商品の企画・造成の促進に取り組んでいる。

令和3年度は、高知県の会場で開催された高知県観光説明会（10月）にて旅行会社との商談会にも参加した。

(4) 広報イベントの開催

博物館のPRおよび誘客を目的に、主に大型連休や「高知城お城まつり」等にあわせてイベントを開催している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から以下の企画のみ開催した。

【開館5周年「城博の日」】

例年、3月初旬の土、日曜日に、開館記念イベントを開催している。令和3年度は、3月5日（土）、6日（日）を開催日とした。

記念企画としては、展示観覧料無料に加えて、ミュージアムショップと館内喫茶室の利用者を対象とした記念品プレゼントを実施した。また記念行事としては、下記のとおり、館長による記念講座、土佐藩主山内家墓所の特別公開を開催した。

①記念講座「国絵図の世界～導入展示「土佐国絵図」の楽しみ方～

日 時：令和4年3月5日（土）

午後2時～3時30分

場 所：高知城歴史博物館1階 ホール

参加費：無料

参加人数：40名（定員40名）

講 師：渡部淳（当館職員）



講座の様子

②土佐藩主山内家墓所特別公開

(P46, 2-(1)土佐藩主山内家墓所管理事業参照)

【その他（時節にあわせた特別企画等）】

来館者サービスや誘客向上を目的に時節にあわせた特別企画を開催している。令和3年度は下記の企画を行った。

門松づくりの実演会

日 時：令和2年12月20日（日）

午後1時30分～2時

場 所：高知城歴史博物館 北ステージ

参加費：無料

参加人数：6名（自由参加形式）

講師：西本達弘氏



当日の様子

9 文化施設連携

(1) こうちミュージアムネットワーク

こうちミュージアムネットワークに参加し、事務局、及び幹事館として「地域資料調査部会」を担当した。令和3年度は、前年度開設した地域資料の相談窓口で受け入れた資料の整理等を行った。また全国博物館大会高知大会の開催に向け、プロジェクト委員会の一員として準備を行った。

(2) 土佐藩・土居関係資料所蔵博物館連携協定

平成25年、安芸市立歴史民俗資料館、佐川町立青山文庫、宿毛市立宿毛歴史館の3館と「土佐藩・土居関係資料所蔵博物館連携協定」を締結した。この協定は、土佐藩における藩主、土居付家老を主要なテーマの一つとして活動している4館が、資料の整理保存、調査研究、展示公開、教育普及などの博物館活動を連携して実施するために結ばれたもので、当館が事務局を担当している。

(3) 高知お城下文化施設の会

平成28年、高知市中心部に所在する文化施設の連携組織「高知市中心部文化施設の会（通称：お城下ネット）」が発足した。同会は、高知市中心部の博物館・図書館等の文化施設が相互に連携することにより、各施設が行う事業の充実と利用促進を図り、高知県・高知市の文化振興、観光振興および高知市中心部の活性化に文化面から寄与することを目的としており、事務局である当館の他、オーテピア高知図書館、高知県立文学館、高知城、高知市立龍馬の生まれたまち記念館、高知みらい科学館、横山隆一記念まんが館が参加している。令和3年度は、主な活動として、①合同イベント「第5回お城下文化の日」の開催、②印刷物「令和4年度お城下文化手帳」の編集を以下のとおり実施した。

①「第5回お城下文化の日」

高知市中心部の活性化および文化振興、各施設への誘客促進を目的に「第5回お城下文化の日」を開催し、各施設を会場として「1日限定企画」を実施した。例年開催していた合同ワークショップは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

開催日：令和3年11月21日(日)

場所：各施設

参加人数：催事全体約1,769名（当館関係603名）

内容：

当館では「1日限定企画」として、北ステージにて、刀や兜のレプリカに触れられる体験コーナー、くずし字の解読に挑戦できる古文書クイズを実施した。また、城下町エリアに関する文化を紹介する街歩き企画や、来館者にオリジナルグッズ等の記念品を贈呈する企画も各施設において実施した。



行事風景

②「令和4年度お城下文化手帳」

高知市中心部における文化振興、来街者の増加・回遊促進、各施設への入館者増などを目的に、県民及び観光客を対象とした中心部の文化情報を紹介する印刷物「お城下文化手帳」を発行している。令和3年度は、参加施設情報や中心部マップ、まちあるきコース等の情報を掲載した令和4年度版を編集・発行した。

第3章 土佐山内記念財団について

1 管理と運営

(1) 理事会・評議員会

理事会並びに評議員会では重要事項等を審議している。

●理事 7名 (令和4年3月31日現在)

井奥 和男	高知県社会福祉協議会長
山内 豊功	山内家代表
五藤栄一郎	富士書房代表取締役社長
西山 彰一	宇治電化学工業代表取締役社長
清水 康文	元土佐カントリークラブ社長
岡村 昭一	高知県文化生活スポーツ部長
渡部 淳	高知県立高知城歴史博物館長

●監事 2名 (令和4年3月31日現在)

廣光 良昭	税理士
西村 純子	四国銀行総合管理部長

〈理事会〉

- ・令和3年5月25日(火) 午前9時55分～11時05分
場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール
第1号議案 令和2年度事業報告及び収支決算について
第2号議案 令和3年度第1回評議員会の開催日時及び審議事項について
第3号議案 公益財団法人土佐山内記念財団契約職員就業規程の一部改正について
報告事項 公益財団法人土佐山内記念財団契約職員就業規程の一部改正について
報告事項 公益財団法人土佐山内記念財団特定費用準備資金について
報告事項 理事長の職務執行状況について
- ・令和3年6月29日(火)
第1号議案 理事長の選定について
- ・令和4年3月16日(水) 午前9時55分～11時00分
場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール
第1号議案 令和4年度事業計画及び収支予算について
第2号議案 令和3年度第2回評議員会の開催日時及び審議事項について
第3号議案 公益財団法人土佐山内記念財団就業規程の一部改正について
第4号議案 公益財団法人土佐山内記念財団契約職員就業規程の一部改正について

- 報告事項 令和3年度補正予算について
- 報告事項 理事長の職務執行状況について

●評議員 8名 (令和4年3月31日現在)

吉岡 郷継	元テレビ高知理事
広末 幸彦	高知市商店街振興組合連合会理事長
石川 充宏	高知大学名誉教授
松本 瑛子	元高知県文化財保護審議会委員
釣井 龍秀	NPO 法人豊永郷民俗資料保存会理事長
矢木 伸欣	宿毛市立宿毛歴史館長
菅谷 匠	高知県教育次長
笹岡 浩	高知県文化生活スポーツ副部長

〈評議員会〉

- ・令和3年6月29日(火) 午後1時23分～2時05分
場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール
第1号議案 令和2年度事業報告及び収支決算について
第2号議案 任期満了に伴う理事の選任について
第3号議案 公益財団法人土佐山内記念財団契約職員就業規程の一部改正について
報告事項 公益財団法人土佐山内記念財団契約職員就業規程の一部改正について
報告事項 公益財団法人土佐山内記念財団特定費用準備資金について
- ・令和4年3月24日(木) 午前10時55分～11時50分
場所：高知県立高知城歴史博物館1階 ホール
第1号議案 令和4年度事業計画及び収支予算について
第2号議案 辞任に伴う理事・評議員・監事の選任について
第3号議案 公益財団法人土佐山内記念財団就業規程の一部改正について
第4号議案 公益財団法人土佐山内記念財団契約職員就業規程の一部改正について
報告事項 令和3年度補正予算について

2 財団自主事業

(1) 土佐藩主山内家墓所管理事業

公益財団法人土佐山内記念財団は、平成28年3月1日に国史跡に指定された土佐藩主山内家墓所の管理団体となっている。山内家墓所は経年劣化による墓標表面の剥落や石垣の崩落等が散見され、文化財保護の観点から早急に保全に努める必要性が生じている。

山内家墓所を確実に後世に継承するため、管理団体として次の事業を行った。

歴史活き活き！ 史跡等総合活用 整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・土佐藩主山内家墓所整備活用委員会を2回開催し、整備方法等について助言を受けた。 ・石垣修理の準備として作業道を設置。 ・倒木によりき損した墓標等の修理（1基）。 ・倒木の危険がある支障木の伐採・剪定。
墓所の保存・活用 その他管理に 関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・墓墓標劣化調査の実施（1基）。 ・作業道設置の支障となる家屋・外構の撤去。 ・草や竹笹類の除去。
墓所公開	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月5日・6日の土曜・日曜に墓所特別公開を実施（28名参加）。

上を図り、ひいては地域の文化振興につなげることを目的に「地域の課題解決支援事業」を実施している。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

(4) 国分寺古文書調査

国分寺（南国市）からの委託事業として、平成26年度から同寺所蔵の古文書調査を進めている（同28年度～令和元年度中断、同2年度再開）。令和3年度は、分類ごとの特色や検討課題の抽出を行い、目録編成の基礎方針を確認した。また、資料翻刻に着手し、88点の資料を活字化した。

(2) 山内基金

当財団では、平成28年度より、「学術研究・文化学術振興活動助成金」（通称：山内基金）という名称の公募型助成制度を開始した。この制度は、高知県の歴史や文化に関する学術研究あるいは高知県内の地域を対象に文化的活動・教育的活動等を行なう個人もしくは団体の方を対象に、助成金を交付し、高知県における学術・芸術・文化活動の振興に寄与しようとするものである。

令和3年度 助成採択者

〔研究部門〕

氏名：上野智子（高知大学名誉教授）

内容：『対訳 妻・姉妹あての手紙から読み解く武市瑞山のことば』の出版

団体名：本山町教育委員会

内容：崩壊の恐れのある文化財保護事業における旧山下家門に対する三次元測量業務

団体名：土佐清水ジオパーク推進協議会

内容：名勝・見残し海岸に分布する巨岩群の形成過程
－土佐清水市における自然災害史の高精度化にむけて－

〔地域部門〕

団体名：王希奇「一九四六」高知展実行委員会

内容：王希奇「一九四六」高知展

団体名：龍馬研究会

内容：①中岡慎太郎を辿る「向学の道」山歩きと慎太郎館訪問
②五台山であそぼう～龍馬も歩いた（?!）遍路道を歩こう

(3) 地域の課題解決支援事業

当財団では、県内で歴史や文化に関する活動等を行っている団体や文化施設の職員、個人等の知識・技術の向

資料 1

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

○高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例 (平成27年7月17日条例第51号)

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例 (設置)

第1条 旧土佐藩主山内家に伝来した山内家資料を核として、近世から近代までに至る高知の歴史文化に関する資料等（以下「資料等」という。）を保存し、調査研究し、展示し、及び教育普及に活用することにより、県民文化の振興に寄与するとともに、県内の文化施設及び地域と連携して歴史及び文化による交流を支援することにより、地域振興及び観光振興に寄与するため、高知県立高知城歴史博物館（以下「博物館」という。）を高知市に設置する。

(指定管理者による管理等)

第2条 博物館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に博物館の管理を行わせる場合においては、知事は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、博物館の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、知事が適当であると認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

3 前項ただし書の規定に基づく指定管理者の候補者の選定に当たっては、知事は、第20条各号に掲げる書類の提出を求め、第21条第1項各号に掲げる選定の基準に照らして判断するものとする。

(休館日)

第3条 博物館の休館日は、12月27日から翌年の1月1日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ知事の承認を得たときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第4条 博物館の開館時間は、月曜日から土曜日までは午前9時から午後6時まで、日曜日は午前8時から午後6時までとする。ただし、博物館のホール、実習室及び和室にあつては、午前9時から午後10時までとする。

2 知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を得た範囲内で、指定管理者が必要があると認めるときは、事前に知事に届け出ることにより第1項に規定する開館時間を延長することができる。

(施設の利用の許可等)

第5条 博物館のホールその他の施設（その附属設備を含む。以下「利用施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。以下この条並びに次条から第8条まで及び第10条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1) 利用の目的が博物館の設置の目的に反するとき。
(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第10条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

(4) 博物館の管理上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、利用施設を利用させることが不相当であると認めるとき。

3 博物館の特別展示室その他の展示区画については、指定管理者が特に必要があると認める場合に限り利用を許可するものとする。

4 指定管理者は、第1項の許可に博物館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(写真等の撮影等の許可等)

第6条 博物館において業として写真若しくは映画を撮影しようとする者又は博物館（屋外に限る。）において博物館の設置の目的に関連する催物を行おうとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に博物館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(資料等の撮影等の許可等)

第7条 学術研究その他の目的のため博物館の資料等の撮影、複写、模写、模造等をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、博物館の資料等は、指定管理者が特に必要があると認める場合を除き、博物館以外の場所で利用することができない。

3 指定管理者は、第1項の許可に博物館の資料等の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用する者の責務)

第8条 博物館を利用する者は、博物館の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに指定

管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可を取り消し、利用等を停止させ、又は第5条第4項、第6条第2項若しくは第7条第3項の規定に基づく許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。
- (2) 利用者が第5条第4項、第6条第2項又は第7条第3項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、博物館の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

(利用料金の納付)

第11条 博物館が展示する資料等を観覧する者(以下「観覧者」という。)又は利用者(営利以外の目的で第7条第1項の許可を受けた者を除く。次条及び第16条第1項において同じ。)は、第13条の規定により定められた博物館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)(1件の許可に係る利用料金の額が100円未満となる場合にあつては、100円とし、1件の許可に係る利用料金の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。)を指定管理者に納付しなければならない。ただし、観覧者が、知事が別に定めるところにより交付する高知県長寿手帳を所持する65歳以上の県民その他規則で定める者である場合は、この限りでない。

(利用料金の收受)

第12条 指定管理者は、観覧者又は利用者が納付する利用料金を当該指定管理者の収入として收受するものとする。

(利用料金の承認)

第13条 利用料金の額は、別表第1に定める基準額、別

表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第1に定める基準額、別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるとき(計算単位当たりの基準額が100円未満である場合にあつては、当該額に1円未満の端数があるとき)は、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。)に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。ただし、企画展に係る1人1回当たり(20人以上の団体である場合を含む。)の利用料金の額については、その都度指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

2 前項の利用料金の額を変更しようとするときは、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第15条 指定管理者が既に収入として收受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料及び使用料)

第16条 博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合は、第11条本文の規定にかかわらず、観覧者は観覧料を、利用者は使用料(1件の許可に係る使用料の額が100円未満となる場合にあつては、100円とし、1件の許可に係る使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を10円に切り上げる。)を県に納付しなければならない。

2 観覧料の額は、別表第1に定める基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該基準額に加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。)に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において規則で定めるものとする。ただし、企画展に係る1人1回当たり(20人以上の団体である場合を含む。)の観覧料の額については、知事がその都度定めるものとする。

3 使用料の額は、別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額並びに当該消費税の額に高知県条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該別表第2に定める基準額及び別表第3に定める計算単位当たりの基準額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるとき（計算単位当たりの基準額が100円未満である場合にあっては、当該額に1円未満の端数があるとき）は、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、規則で定めるものとし、別表第2の1の表備考4及び同表の2の表備考3並びに別表第3の1の表備考4の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

4 観覧料及び使用料の減免及び還付については、前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「観覧料及び使用料」と、第14条中「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事は、特に必要があると」と、前条中「指定管理者が既に収入として収受した」とあるのは「既に納付された」と、「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事が特別の理由がある」と読み替えるものとする。

（旅行者等の取扱いによる観覧）

第17条 第11条本文及び前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の取扱いによる観覧については、当該各号に掲げる者が、第13条の規定により定められた（第14条の規定に基づき減額したときを含む。）利用料金（団体の場合にあっては、その合計額）の9割に相当する金額を利用料金として指定管理者に納付し、又は前条第2項の規定により定められた（同条第4項において読み替えて準用する第14条の規定に基づき減額したときを含む。）観覧料（団体の場合にあっては、その合計額）の9割に相当する金額を観覧料として県に納付しなければならない。

(1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者

(2) 知事が別に定める者
（損害賠償義務）

第18条 博物館を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により博物館の資料等、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第5条に規定する施設の利用の許可等、第6条に規定する写真等の撮影等の許可等、第7条に規定する資料等の撮影等の許可等、第10条に規定する許可の取消し等その他の施設の利用、写真等の撮影等又は資料等の撮影等の許可に関する業務

(2) 第12条に規定する利用料金の収受、第14条に規定する利用料金の減免、第15条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務

(3) 博物館の資料等、施設、設備等の維持管理に関する業務

(4) 博物館の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、博物館の設置の目的を達成するために知事が必要があると認める業務
（指定管理者の指定の申請）

第20条 第2条第2項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

(1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類

（指定管理者の指定等）

第21条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

(1) 前条第1号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）による博物館の管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が博物館の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。

(4) 事業計画書による業務の実施により、博物館の設置の目的を達成することができるものであること。

(5) 博物館の設置の目的を理解し、県との連携が十分に図られるものであること。

2 知事は、第2条第2項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第22条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次

に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第24条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況並びに観覧者及び利用者の利用等の状況
- (2) 利用料金の徴収の実績
- (3) 業務に係る経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による博物館の管理の実態を把握するために知事が必要があると認めるもの

(業務報告の聴取等)

第23条 知事は、博物館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第24条 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。

(指定等の告示)

第25条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものとする。

- (1) 第21条第2項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第21条第3項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(原状回復義務)

第26条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第24条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった博物館の施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第27条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間

が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日（平成28年規則第77号で、平成29年3月4日とする。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条、第18条、第19条（第3号及び第5号に係る部分に限る。）及び第20条から第27条までの規定は平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条第1項に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為、第5条から第7条までの規定による利用等の許可等並びに第13条の規定による利用料金の承認等は、この条例の施行の日前においても、第20条及び第21条並びに第3条ただし書、第4条第2項及び第3項並びに第25条（第3号に係る部分を除く。）、第5条から第7条まで及び第10条並びに第13条、第14条及び第15条ただし書の規定の例により行うことができる。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

- 3 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表第1（第13条、第16条関係）

区分	基準額	
	1人1回につき	1人年額
	常設展	常設展 企画展
18歳以上の者（高等学校の生徒その他これに準ずる者を除く。）	460円	1,820円

備考 20人以上の団体である場合の常設展に係る1人1回当たりの基準額は、この表の規定にかかわらず、この表に規定する常設展に係る1人1回当たりの基準額に0.8を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とする。

別表第2（第13条、第16条関係）

- 1 ホール等に係る基準額

区分	基準額			
	基本利用料金			時間外利用料金 (1時間につき)
	午前	午後	夜間	
ホール	5,790円	9,650円	9,650円	1,930円
実習室	3,690円	6,150円	6,150円	1,230円
和室	4,350円	7,250円	7,250円	1,450円

備考

- 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「夜間」とは午後5時から午後10時までの間をいう。

- この表の「時間外利用料金」には、第3条に規定する休館日に利用施設を利用する場合の基準額を含むものとする。
 - 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
 - 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に持込み品等を保管するだけのために利用するその間の午後10時から翌日の午前9時までの時間は、含まないものとする。
- 2 特別展示室に係る基準額

区分	基準額	
	基本利用料金 (午前9時から午後6時まで)	時間外利用料金 (1時間につき)
特別展示室	30,840円	3,420円

備考

- この表の「時間外利用料金」には、第3条に規定する休館日又は日曜日の午前8時から午前9時までの間に利用施設を利用する場合の基準額を含むものとする。
 - 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
 - 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に展示品等を保管するだけのために利用するその間の午後6時から翌日の午前9時まで（翌日が日曜日の場合は、午前8時まで）の時間は、含まないものとする。
- 3 附属設備に係る基準額

規則で定める額

別表第3（第13条、第16条関係）

- 展示区画（特別展示室を除く。）に係る計算単位当たりの基準額

区分	計算単位	計算単位当たりの基準額	
		基本利用料金 (午前9時から午後6時まで)	時間外利用料金 (1時間につき)
展示区画（特別展示室を除く。）	許可面積 1平方メートル	140円	16円

備考

- この表の「時間外利用料金」には、第3条に規定する休館日又は日曜日の午前8時から午前9時までの間に利用施設を利用する場合の計算単位当たりの

基準額を含むものとする。

- 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 許可面積が1平方メートル未満であるとき又は許可面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該許可面積又は当該端数を1平方メートルとして計算する。
- 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合においては、単に展示品等を保管するだけのために利用するその間の午後6時から翌日の午前9時まで（翌日が日曜日の場合は、午前8時まで）の時間は、含まないものとする。

2 業として行う写真の撮影等に係る計算単位当たりの基準額

区分	計算単位	計算単位当たりの基準額
業として行う写真の撮影	撮影者1人	1日につき 860円
業として行う映画の撮影	撮影機1台	1時間につき 1,720円
博物館の設置の目的に関連する催物の開催	許可面積1平方メートル	1日につき 20円
資料等の撮影、複写、模写、模造等（営利を目的とするものに限る。）	1点	4,910円

備考

- 写真の撮影若しくは催物の開催の期間が1日未満であるとき又は写真の撮影若しくは催物の開催の期間に1日未満の端数があるときは、当該期間又は当該端数を1日として計算する。
- 映画の撮影の時間が1時間未満であるとき又は映画の撮影の時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 許可面積が1平方メートル未満であるとき又は許可面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該許可面積又は当該端数を1平方メートルとして計算する。

資料 2

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則※別記様式の掲載は省略する。

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

○高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

(平成27年10月13日規則第70号)

改正 平成28年11月29日規則第78号

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第51号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知県立高知城歴史博物館（以下「博物館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成28年条例78号〕

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の利用施設（同項に規定する利用施設をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、条例第2条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、当該利用を開始する日の1年前から1月前までの間にこれをしなければならない。ただし、指定管理者（博物館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条第1項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第1項から第3項まで、第8条第1項、第9条第1項及び第3項、第10条第1項及び第4項ただし書、第11条ただし書、第20条ただし書、第21条ただし書並びに第22条において同じ。）が特に認めたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用許可書の交付等)

第3条 指定管理者は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用許可書は、別記第2号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用の取消しの届出等)

第4条 利用の許可を受けた者は、当該利用施設の利用

を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第5条第1項の利用の許可を受けた事項の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用等変更許可申請書を提出しなければならない。

3 知事に対して提出する前項の利用等変更許可申請書は、別記第3号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用等変更許可書の交付等)

第5条 指定管理者は、前条第2項の規定による申請があった場合において、利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用等変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用等変更許可書は、別記第4号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(写真等の撮影等の許可の申請等)

第6条 条例第6条の写真等の撮影等の許可（以下「写真等の撮影等の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める写真等撮影等許可申請書をあらかじめ提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、写真等の撮影等の許可をするときは指定管理者が定める写真等撮影等許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影等の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 知事に対して提出する第1項の写真等撮影等許可申請書は別記第5号様式に、知事が交付する前項の写真等撮影等許可書は別記第6号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(写真等の撮影等の取りやめの届出等)

第7条 写真等の撮影等の許可を受けた者は、当該撮影等を取りやめるときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第6条の写真等の撮影等の許可を受けた事項の変更の許可（次項において「写真等の撮影等の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用等変更許可申請書を提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、写真等の撮影等の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用等変更許可書を当該申請をした者に交付し、写真等の撮影等の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

4 知事に対して提出する第2項の利用等変更許可申請書は別記第3号様式に、知事が交付する前項の利用等

変更許可書は別記第4号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(資料等の撮影等の許可の申請)

第8条 条例第7条第1項の博物館の資料等の撮影、複写、模写、模造等の許可（以下「資料等の撮影等の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める資料等撮影等許可申請書をあらかじめ提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

2 知事に対して提出する前項の資料等撮影等許可申請書は、別記第7号様式によるものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(資料等撮影等許可書の交付等)

第9条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請があった場合において、資料等の撮影等の許可をするときは指定管理者が定める資料等撮影等許可書を当該申請をした者に交付し、資料等の撮影等の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の資料等撮影等許可書は、別記第8号様式によるものとする。

3 資料等の撮影等の許可を受けた者は、当該資料等の撮影、複写、模写、模造等を取りやめるときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用料金等の納付の時期等)

第10条 博物館が展示する資料等を観覧する者（以下「観覧者」という。）又は利用の許可を受けた者は、条例第11条の規定による利用料金又は条例第16条第1項の規定による観覧料若しくは使用料を、観覧の際は指定管理者が定める観覧券と引換えに、又は第3条第1項の利用許可書若しくは第5条第1項の利用変更許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第17条各号に掲げる者の取扱いによる観覧については、観覧の後に、利用料金として指定管理者に納付し、又は観覧料として県に納付することができる。

3 知事が交付する第1項の観覧券の様式は、観覧者が個人である場合にあっては別記第9号様式又は別記第10号様式に、20人以上の団体である場合にあっては別記第11号様式によるものとする。ただし、年額の場合にあっては別記第12号様式に、条例第17条各号に掲げる者が取り扱う場合にあっては別記第13号様式によるものとする。

4 観覧券の交付は、午後5時30分までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

第11条 写真等の撮影等の許可を受けた者又は資料等

の撮影等の許可を受けた者（営利を目的とする資料等の撮影等に係るものに限る。）は、条例第11条の規定による利用料金又は条例第16条第1項の規定による使用料を第6条第2項の写真等撮影等許可書若しくは第7条第3項の利用等変更許可書又は第9条第1項の資料等撮影等許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(利用料金等の納付を要しない観覧者)

第12条 条例第11条ただし書の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者手帳を所持する者
- (2) 療育手帳を所持する者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- (4) 戦傷病者手帳を所持する者
- (5) 被爆者健康手帳を所持する者
- (6) 高知市長が交付する高知市長寿手帳を所持する65歳以上の者
- (7) 第1号から第5号までに掲げる者（以下この号において「身体障害者等」という。）を直接介護し、又は介助するために必要な者（身体障害者等1人につき1人とし、当該身体障害者等と同時に博物館に入館する場合に限る。）

追加〔平成28年条例78号〕

(利用料金の承認の申請)

第13条 指定管理者は、条例第13条第1項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事に対して、別記第14号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第13条第2項の規定により知事の承認を得た利用料金の額を変更しようとするときは、知事に対して、別記第15号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。

追加〔平成28年条例78号〕

(附属設備に係る基準額)

第14条 消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第2の3の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(観覧料及び使用料の額)

第15条 条例第16条第2項及び第3項の規則で定める観覧料及び使用料の額は、知事が別に定める。

追加〔平成28年条例78号〕

(観覧料及び使用料の減免の申請等)

第16条 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき観覧料を減額し、又は免

除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。

(1) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒の引率者が、教育課程に基づく教科学習の一環として観覧するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めたとき。

2 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。

(1) 国、地方公共団体又はその他の公共的団体が、県若しくは教育委員会と共催し、又は県若しくは教育委員会の後援を受けて展覧会等を開催する場合で、知事が必要があると認めたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めたとき。

3 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第16号様式による観覧料減額（免除）承認申請書をあらかじめ提出しなければならない。

4 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第14条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第17号様式による使用料減額（免除）承認申請書を第2条第2項の利用許可申請書、第6条第1項の写真等撮影等許可申請書若しくは第8条第1項の資料等撮影等許可申請書又は第4条第2項若しくは第7条第2項の利用等変更許可申請書とともに提出しなければならない。

5 知事は、前2項の規定による申請があった場合において、観覧料又は使用料の減額又は免除を承認するときは別記第18号様式による観覧料減額（免除）承認通知書又は別記第19号様式による使用料減額（免除）承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(観覧料及び使用料の還付の請求等)

第17条 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき観覧料又は使用料を還付する特別の理由があると認めるときは次の各号のいずれかに該当するときとし、当該還付する観覧料又は使用料の額は当該各号に定める額とする。

(1) 災害その他の不可抗力により博物館が展示する資料等の観覧若しくは利用施設の利用ができなくなった場合又は県若しくは指定管理者の都合により利用の許可、写真等の撮影等の許可若しくは資料等の撮影等の許可を取り消した場合 既納又は過納となる観覧料又

は使用料の額に相当する額

(2) 利用施設の利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の2月前までであった場合 既納又は過納となる使用料（附属設備の使用料を除く。）の額の2分の1に相当する額及び既納又は過納となる附属設備の使用料の額に相当する額

(3) 利用施設の利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の2月前に当たる日の翌日から当該利用を開始する日の前日までの間にあった場合 既納又は過納となる附属設備の使用料の額に相当する額

(4) 使用料を納付した後当該利用等を開始する日の前日までに使用料の減額又は免除を承認した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

2 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき観覧料の還付を受けようとする者は、観覧券を提示した上で、知事に対して、別記第20号様式による観覧料還付請求書を提出しなければならない。

3 条例第16条第4項において読み替えて準用する条例第15条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第21号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。

4 知事は、前2項の規定による請求があった場合において、観覧料の還付を決定したときは観覧券と引換えに観覧料を還付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知し、使用料の還付を決定したときは別記第22号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(入館の制限)

第18条 知事又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対して、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

(1) 博物館の資料等、施設、設備等を汚損し、又は損壊するおそれのある者

(2) 他の博物館を利用する者（以下「利用者」という。）に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者

(3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者

(4) 前3号に掲げる者のほか、博物館の関係職員の指示に従わない者

追加〔平成28年条例78号〕

(管理上の立入り)

第19条 利用者は、博物館の関係職員が博物館の施設、設備等の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る利用施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

追加〔平成28年条例78号〕

(設備の制限)

第20条 利用者は、博物館の施設に特別の設備をし、又は設備に変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(原状回復義務)

第21条 利用者は、利用施設の利用が終わったとき又は条例第10条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに当該利用に係る施設、設備等を原状に回復し、博物館の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

追加〔平成28年条例78号〕

(汚損等の届出)

第22条 利用者は、博物館の資料等、施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

追加〔平成28年条例78号〕

(寄贈又は寄託)

第23条 博物館に資料等を寄贈し、又は寄託しようとする者は、知事に対して、別記第23号様式による資料等寄贈(寄託)申込書を提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による申込みを承諾したときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

3 知事は、資料等の引渡しを受けたときは、別記第24号様式による資料等受領書を第1項の規定による申込みをした者に交付するものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第24条 条例第20条の規則で定める申請書は、別記第25号様式によるものとする。

一部改正〔平成28年条例78号〕

2 条例第20条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第19条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第21条第3項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

一部改正〔平成28年条例78号〕

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

追加〔平成28年条例78号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な書類)

2 条例附則第2項の規定に基づき条例の施行の日前に于行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第2条第1項及び第2項の規定の例による。

附 則 (平成28年11月29日規則第78号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年3月4日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請等に必要な書類)

2 条例附則第2項の規定に基づき条例の施行の日前に于行う利用等の許可等及び利用料金の承認等の申請に必要な書類については、この規則による改正後の高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第7条第2項及び第3項、第8条第1項並びに第9条第1項並びに第13条の規定の例による。

別表 (第14条関係)

附属設備名	単位	基準額				時間外 利用料金 (1時間 につき)
		基本利用料金				
		午前	午後	夜間		
天井プロジェクター	1式	1,320円	2,200円	2,200円	440円	
プロジェクター	1式	390円	650円	650円	130円	
電動昇降スクリーン	1張	270円	450円	450円	90円	
ダイナミックマイク	1本	60円	100円	100円	20円	
ワイヤレスマイク	1本	120円	200円	200円	40円	
演台	1台	210円	350円	350円	70円	
花台	1台	150円	250円	250円	50円	
PAセット (アンプ1台、 スピーカー 2台、ダイ ナミックマ イク1本、ワ イヤレスマ イク2本)	1式	960円	1,600円	1,600円	320円	

備考

1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間を、「午後」とは正午から午後5時までの間を、「夜間」とは午後5時から午後10時までの間をいう。

2 時間外利用料金の計算において、時間外の利用時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端

数を1時間として計算する。

3 この表に定めのない附属設備に係る基準額は、その都度知事が定める。

4 消耗器材費及び附属設備の利用に係る特別の労力を要する費用は、この表の基準額には含まないものとする。

追加〔平成28年条例78号〕

別記第1号様式（第2条関係）

高知県立高知城歴史博物館利用施設利用許可申請書

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第2号様式（第3条関係）

高知県立高知城歴史博物館利用施設利用許可書

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第3号様式（第4条、第7条関係）

高知県立高知城歴史博物館利用等変更許可申請書

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第4号様式（第5条、第7条関係）

高知県立高知城歴史博物館利用等変更許可書

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第5号様式（第6条関係）

高知県立高知城歴史博物館写真等撮影等許可申請書

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第6号様式（第6条関係）

高知県立高知城歴史博物館写真等撮影等許可書

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第7号様式（第8条関係）

高知県立高知城歴史博物館資料等撮影等許可申請書

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第8号様式（第9条関係）

高知県立高知城歴史博物館資料等撮影等許可書

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第9号様式（第10条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧券

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第10号様式（第10条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧券

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第11号様式（第10条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧券

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第12号様式（第10条関係）

高知県立高知城歴史博物館年間観覧券

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第13号様式（第10条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧券

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第14号様式（第13条関係）

高知県立高知城歴史博物館利用料金承認申請書

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第15号様式（第13条関係）

高知県立高知城歴史博物館利用料金変更承認申請書

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第16号様式（第16条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧料減額（免除）承認申請書

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第17号様式（第16条関係）

高知県立高知城歴史博物館使用料減額（免除）承認申請書

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第18号様式（第16条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧料減額（免除）承認通知書

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第19号様式（第16条関係）

高知県立高知城歴史博物館使用料減額（免除）承認通知書

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第20号様式（第17条関係）

高知県立高知城歴史博物館観覧料還付請求書

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第21号様式（第17条関係）

高知県立高知城歴史博物館使用料還付請求書

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第22号様式（第17条関係）

高知県立高知城歴史博物館使用料還付決定通知書

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第23号様式（第23条関係）

資料等寄贈（寄託）申込書

〔別紙参照〕

追加〔平成28年条例78号〕

第24号様式（第23条関係）

資料等受領書

[別紙参照]

追加〔平成28年条例78号〕

第25号様式（第24条関係）

指定管理者指定申請書

[別紙参照]

一部改正〔平成28年条例78号〕

高知県立高知城歴史博物館 年報
第6号
令和3年度

発行日 令和4(2022)年6月27日
編集・発行 公益財団法人土佐山内記念財団
〒780-0842 高知市追手筋2丁目7番5号
TEL 088-871-1600
FAX 088-871-1619
<https://www.kochi-juhaku.jp/>
印刷 川北印刷株式会社

